

令和7年度版

久御山町の環境



久御山町

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 久御山町の概況 | 1 |
| 第2章 環境行政の概要 | 2 |
| 1 環境行政の推移 | 2 |
| 2 機構・事務分掌 | 10 |
| 第3章 公害苦情 | 11 |
| 第4章 大気汚染・微小粒子状物質（PM2.5） | 12 |
| 第5章 水質汚濁 | 14 |
| 第6章 騒音・振動 | 40 |
| 第7章 環境衛生 | 45 |
| 1 動物の適正飼養管理業務 | 45 |
| 2 空き地の雑草除去 | 45 |
| 3 害虫駆除対策 | 46 |
| 4 雨水貯留施設設置事業 | 46 |
| 5 京都の自然 200 選久御山町選定一覧 | 46 |
| 第8章 地球温暖化防止 | 48 |
| 1 久御山クールドミノ戦略 | 48 |
| 2 久御山町環境基本計画 | 49 |
| 3 住宅用太陽光発電・蓄電設備設置費補助金制度 | 49 |
| 第9章 ごみ処理 | 51 |
| 1 再生資源集団回収補助事業 | 55 |
| 2 廃食用油回収事業 | 55 |
| 3 食品ロス削減推進事業 | 55 |
| 第10章 し尿処理 | 56 |
| 第11章 環境用語の解説 | 57 |
| 参考資料（注：いずれも令和7年3月31日現在のものを掲載） | 62 |

第1章 久御山町の概況

久御山町は、京都府の南部、京都市の中心部から南へ約15kmに位置し、町域の大部分は、宇治川と木津川に挟まれた山城盆地の最低地にあり、北は京都市伏見区、東は宇治市、南は城陽市、南西は八幡市に隣接しています。

人口は、15,156人、7,461世帯(令和7年3月31日現在)で、面積は13.86km²、広ぼうは東西約3.5km、南北約4.3kmとなっています。

本町は、昭和29年10月1日に久世郡の御牧村と佐山村の2村合併により誕生しました。国道1号枚方バイパス（現国道1号）が開通した昭和41年頃から町の様相が変わりはじめ、京都・大阪間の恵まれた立地条件により工場や事業所が進出し、それと同時に町東部を中心に住宅開発が進み人口も急増しました。しかし、昭和60年をピークにその後は微減傾向にあります。

国道1号、国道24号に加え、第二京阪道路や京滋バイパス（京都縦貫自動車道）、国道478号などの大型道路が開通して、交通拠点都市として、いっそうの発展が期待されています。

久御山町の位置



| 風土（瀬戸内気候区域） | |
|-------------|----------|
| 平均気温 | 17.1°C |
| 年総雨量 | 1190.5mm |

※令和5年中の数値

(令和3年6月1日現在)

| 事業所の状況 | |
|----------|---------|
| 事業所数 | 従業者数 |
| 1,518事業所 | 24,322人 |

経済センサス基礎調査

| 産業別就業人口構成比 | | |
|------------|-------|-------|
| 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 |
| 7.3% | 30.8% | 58.1% |

国勢調査

(令和2年10月1日現在)

(令和7年3月31日現在)

| 都市計画区域 | | | | | | |
|--------|--------|-------|-------|--------|---------|---------|
| 市街化区域 | | | | | | 市街化調整区域 |
| 住居専用 | 住居 | 準住居 | 近隣商業 | 準工業 | 工業 | |
| 37.6ha | 95.2ha | 2.1ha | 3.0ha | 94.4ha | 110.6ha | 139.2ha |

第2章 環境行政の概要

1 環境行政の推移

| 年 | 久御山町・城南衛生管理組合 | 国・京都府 |
|------|---------------------------------------|--|
| 昭和29 | 10月 久御山町誕生（人口6,588人、1,235世帯） | 4月 清掃法制定（汚物掃除法廃止） |
| 31 | | 6月 工業用水法制定 |
| 32 | | 6月 自然公園法制定（国立公園法廃止） |
| 33 | | 4月 下水道法制定 |
| | | 12月 公共用域の水質の保全に関する法律制定 |
| | | 12月 工場排水等の規制に関する法律制定 |
| 34 | | |
| 37 | 2月 共同し尿処理場施設計画決まる | 5月 建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定 |
| | 3月 し尿処理場（西一口地区予定）建設に町議会が反対決議 | 6月 ばい煙の排出の規制等に関する法律制定 |
| | 7月 宇治市外4町（城陽・久御山・八幡・宇治田原）し尿処理組合設立 | |
| 38 | | 12月 生活環境施設整備緊急措置法制定 |
| 39 | 9月 沢清掃工場竣工、し尿収集開始（月1回） | 6月 厚生省に公害課を設置 |
| | 11月 宇治市外4町し尿処理組合から城南衛生管理組合に名称変更 | |
| 41 | 3月 国道1号枚方バイパス開通 | |
| 42 | | 8月 公害対策基本法制定 |
| 43 | 7月 長谷山清掃工場完成 | 4月 水質保全法に基づく水域指定（宇治川水域） |
| | 7月 可燃ごみ収集開始（収集車1台、週1回） | 5月 清掃施設整備緊急措置法制定 |
| | 7月 不燃ごみ収集、業者委託により開始（月1回）（当時ごみは業者処理） | 6月 大気汚染防止法制定 |
| | 久御山町清掃条例制定 | 6月 騒音規制法制定 9月 厚生省が熊本水俣病及び新潟水俣病を公式に認定する |
| 44 | 9月 宇治・久世公害対策協議会発足 | 12月 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定 |
| 45 | 8月 企画広報課に公害係を設置 | 6月 公害紛争処理法制定 |
| | 10月 配水場に府公害測定観測局設置 | 11月 中央公害審査委員会設置 12月 第64臨時国会（公害国会）において、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等公害関係14法が成立 |
| | | |
| 46 | 5月 ごみ中継業務（八幡市男山仮ごみ中継所から久御山町仮ごみ中継所へ変更） | 2月 京都府畜犬指導所開設 |
| | | 3月 京都府公害防止条例制定 |
| | | 6月 悪臭防止法制定 |
| | | 6月 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 |
| | | 7月 総理府の外局として環境庁が設置される |
| | | 10月 動物の飼養管理に関する条例制定 |
| | | 12月 水質汚濁に係る環境基準（告示） |
| 47 | 4月 山城地方公害行政事務連絡協議会結成（南山城地方17市町村） | 6月 自然環境保全法制定 |
| | 4月 八幡沢ごみ中継所完成（久御山町仮ごみ中継所廃止） | 7月 公害等調整委員会設置（土地調整委員会及び中央公害審査委員会を廃止統合） |
| | 5月 久御山町光化学スモッグ緊急時対策実施要領制定 | |
| 48 | 3月 久御山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定（久御山町清掃条例廃止） | 4月 京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱制定 |
| | 4月 国道24号大久保バイパス開通 | 5月 大気汚染に係る環境基準（告示） |
| | 6月 メッキ工業団地進出に町議会が反対決議 | 10月瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 |

| 年 | 久御山町・城南衛生管理組合 | 国・京都府 |
|----|--|---|
| 48 | 6月 奥山埋立処分地竣工 | 10月 公害健康被害補償法制定 |
| | 12月 久御山町特別工業地区条例制定 | 10月 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定 |
| | | 10月 動物の愛護及び管理に関する法律制定 |
| | | 12月 航空機騒音に係る環境基準（告示） |
| 49 | 7月 機構改革により公害交通課を設置、公害パトロールカー配備 | 12月 騒音規制法に基づく地域指定 |
| | 10月 久御山町あき地の雑草除去要綱制定 | |
| 50 | 4月 し尿収集手数料改訂（月額1世帯80円+1人当たり120円） | 2月 水質汚濁に係る環境基準にPCBが追加され健康項目が9項目となる |
| | | 4月 京都府公害審査会設置 |
| | | 6月 京都府畜犬指導所から京都府動物管理指導所に名称変更 |
| | | 7月 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（告示） |
| 51 | 5月 環境騒音測定本格的実施 | 1月 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 |
| | 5月 し尿収集20日間隔に改善 | 6月 振動規制法制定 |
| | | 8月 騒音に係る環境基準の類型指定 |
| | | 9月 硫黄酸化物に係る総量規制の地域指定 |
| 52 | 5月 二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度測定実施 | 11月 硫黄酸化物の総量規制基準及び燃料使用基準の設定 |
| | 6月 町内工場の六価クロム汚染問題起ころ | |
| 53 | 4月 し尿収集手数料改訂（月額1世帯130円+1人当たり170円） | 1月 振動規制法に基づく規制地域指定及び規制基準の設定 |
| | 11月 二市一町公害事務担当者連絡会開始 | 6月 水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正（総量規制等の導入） |
| | | 7月 二酸化窒素に係る環境基準（告示） |
| 54 | 3月 沢中継場竣工 | 6月 エネルギーの使用の合理化に関する法律制定 |
| | | 11月 京都府公害防止条例一部改正（カラオケ騒音、野焼き規制等） |
| 55 | 7月 河川水質自己分析本格的実施 | 3月 化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定 |
| | 9月 道路交通騒音、振動測定本格的実施 | 5月 燐及びその化合物に係る削減指導方針策定 |
| | | 5月 化学的酸素要求量に係る総量規制基準等設定 |
| 56 | 4月 井手町が城南衛生管理組合に加入（3市3町体制となる） | 6月 広域臨海環境整備センター法制定 |
| | 4月 し尿収集手数料改訂（月額1世帯170円+1人当たり230円） | 10月 自然環境保全に関する条例制定 |
| | 6月 ごみ区分名称変更 燃えるごみ→燃やすごみ 燃えないごみ→燃やさないごみ | |
| | 10月 久御山町公害調査結果報告書発行（46～55年度） | |
| 57 | 10月 不燃ごみ月2回収集開始 | |
| | 12月 沢第2清掃工場竣工 | |
| 58 | 2月 公害パトロール車購入 | 3月 京都地域公害防止計画策定（57～61年度） |
| | | 5月 净化槽法制定 |
| 59 | 1月 使用済み乾電池収集開始 | 7月 湖沼水質保全特別措置法制定 |
| | 4月 し尿収集手数料改訂（月額1世帯200円+1人当たり280円） | |
| | 7月 久御山町火葬料補助金交付要綱制定（差額の1/2、上限20,000円） | |
| 60 | | 7月 净化槽保守点検業者の登録に関する条例制定 |
| 61 | 1月 燃やすごみ週2回収集開始 | |
| | 3月 折居清掃工場竣工 | |
| | 3月 粗大ごみ処理施設（奥山リユースセンター）竣工 | |

| 年 | 久御山町・城南衛生管理組合 | 国・京都府 |
|-----|---|---|
| | 7月 新しい歴史に向かって走ろう久御山町民運動推進協議会発足 | |
| | 収集車に消毒器を順次取付け始める | |
| 62 | 4月 公害交通課と衛生課を統合し、環境保全課を設置 | 9月 公害健康被害補償法が改正され、公害健康被害の補償等に関する法律に改称される |
| 63 | 8月 京滋バイパス（瀬田東一巨椋）開通 | 3月 京都地域公害防止計画策定（62～3年度） |
| | 8月 国道24号大久保バイパス北伸部開通 | 4月 京都府動物管理指導所から京都府動物管理センターに名称変更 |
| | 12月 久御山町公共下水道条例制定 | 5月 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律制定 |
| 平成元 | 11月 公共下水道を供用開始 | 5月 京都府環境影響評価要綱制定 |
| 2 | | 6月 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律制定 |
| 3 | 6月 雙栗神社のクスノキが京都の自然200選に選定される | 4月 再生資源の利用の促進に関する法律制定 |
| | 12月 久御山町生活排水処理基本計画策定 | 8月 土壤の汚染に関する環境基準（告示） |
| 4 | 5月 不燃ごみ週1回収集開始 | 6月 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律制定 |
| | 8月 城南衛生管理組合が大阪湾広域臨海環境整備センターへの廃棄物搬入を開始 | 6月 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法制定 |
| | 9月 野鳥（コミミズク・ケリ等）の生息する巨椋池干拓地が京都の自然200選に選定される | 12月 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律制定 |
| 5 | 10月 久御山町家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助金交付要綱制定（上限5,000円）11月施行 | 3月 京都地域公害防止計画策定（4～8年度） |
| | | 3月 水質汚濁に係る環境基準にジクロロメタン等15項目が追加、有機燐が削除され健康項目が23項目となる |
| | | 11月 環境基本法制定（公害対策基本法廃止） |
| 6 | 3月 久御山町再生資源集団回収事業補助金交付要綱制定（1kg当たり3円）4月施行 | 3月 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法制定 |
| | 4月 分庁舎完成 | 3月 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律制定 |
| | 4月 久御山町火葬料補助金の補助額改定（差額の1/2、上限25,000円） | 12月 第1次環境基本計画策定 |
| 7 | 3月 久御山町ごみ処理基本計画策定 | 6月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律制定 |
| | 3月 久御山町特別工業地区条例全部改正 | 12月 京都府環境を守り育てる条例制定（京都府公害防止条例、自然環境の保全に関する条例廃止） |
| | 3月 前川堤の桜並木・上津屋の渡し跡が京都の自然200選に選定される | |
| | 5月 城南衛生管理組合ごみ処理基本計画策定 | |
| | 12月 久御山町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例制定（8年4月施行） | |
| 8 | 4月 し尿収集手数料を世帯制料金制度に変更（月額1世帯750円） | 12月 騒音規制法の特定施設に切断機、特定建設作業にバックホウ等を追加 |
| | 4月 久御山町再生資源集団回収事業補助金の補助額改定（1kg当たり5円） | |
| | 9月 久御山町分別収集計画（第1期）策定 | |
| | 10月 久御山町容器包装リサイクル分別収集推進委員会設置 | |
| 9 | 2月 沢第1清掃工場竣工 | 2月 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準（告示） |
| | 4月 容器包装リサイクルごみ収集開始 2分別から6分別に変更 | 3月 地下水の水質汚濁に係る環境基準（告示） |
| | | 4月 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法制定 |

| | | |
|----|--|---|
| 年 | 久御山町・城南衛生管理組合 | 国・京都府 |
| | | 6月 環境影響評価法制定 |
| 10 | 4月 長谷山小動物焼却施設完成 | 2月 京都地域公害防止計画策定（9～13年度） |
| | | 6月 特定家庭用機器再商品化法制定 |
| | | 9月 騒音に係る環境基準（告示） |
| | | 9月 京都府環境基本計画策定 |
| | | 10月 地球温暖化対策の推進に関する法律制定 |
| | | 10月 京都府環境影響評価条例制定 |
| | | |
| 11 | 2月 リサイクルプラザ運転開始 | 2月 水質汚濁に係る環境基準に硝酸体窒素及び亜硝酸体窒素、ふっ素及びほう素が追加され健康項目が26項目となる |
| | 3月 城南衛生管理組合ごみ処理基本計画（改訂版）策定 | 3月 京都府ごみ処理広域化計画策定 |
| | 4月 久御山町家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金交付要綱改正（生ごみ処理機に対象を拡大、上限を25,000円） | 7月 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律制定 |
| | 7月 久御山町分別収集計画（第2期）策定 | 7月 ダイオキシン類対策特別措置法制定 |
| | | 12月 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準（告示） |
| 12 | 3月 久御山町狂犬病予防法施行細則制定 | 5月 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律制定 |
| | 3月 久御山町浄化槽の設置等に関する要綱制定 | 5月 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律制定 |
| | 3月 久御山町墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領制定 | 6月 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律制定 |
| | 4月 狂犬病予防法一部改正に伴い一部事務が移管される | 6月 循環型社会形成推進基本法制定 |
| | 4月 京都府の事務処理の特例に関する条例により、墓地、埋葬等に関する法律、浄化槽法及び京都府環境を守り育てる条例に基づく一部事務が権限委任される | 6月 再生資源の利用の促進に関する法律が改正され、資源の有効な利用の促進に関する法律に改称される |
| | 4月 久御山町再生資源集団回収事業補助金の補助額改定（1kg当たり8円） | 12月 第2次環境基本計画策定 |
| 13 | 3月 グリーンヒル三郷山竣工 | 1月 環境省発足 |
| | 4月 食品トレー・発泡スチロール分別開始 | 4月 京都府不法投棄等特別対策本部設置 |
| | 4月 （城南衛生管理組合）剪定枝リサイクル事業開始 | 6月 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律制定 |
| | 4月 スプレー缶・カセットボンベ等収集開始 | 6月 自動車NOX法が改正され、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に改題 |
| | 4月 廃家電回収開始 | 6月 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法制定 |
| | 4月 粗大ごみ処理施設が奥山リユースセンターに名称変更 | |
| 14 | 3月 久御山セービング〈節約〉プラン（久御山町地球温暖化対策実行計画）策定 | 5月 土壤汚染対策法制定 |
| | 3月 奥山埋立処分地の埋立て完了 | 6月 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法制定 |
| | 4月 久御山町火葬料補助金の補助額改定（差額の7割、上限35,000円） | 6月 エネルギー政策基本法制定 |
| | 7月 久御山町分別収集計画（第3期）策定 | 7月 使用済自動車の再資源化等に関する法律制定 |
| | 10月 城南衛生管理組合ごみ処理基本計画（平成14年度改訂版）策定 | 12月 自然再生推進法制定 |
| | 11月 城南衛生管理組合生活排水処理基本計画（平成14年度改訂版）策定 | 12月 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例制定 |
| | | |
| 15 | 3月 第二京阪道路・京滋バイパスが部分開通 | 2月 京都地域公害防止計画策定（14～18年度） |
| | 4月 久御山町循環型社会推進委員会設置要綱制定 | 3月 第1次循環型社会推進基本計画策定 |
| | 4月 久御山町循環型社会推進委員会設置 | 3月 京都府循環型社会形成計画策定 |

| 年 | 久御山町・城南衛生管理組合 | 国・京都府 |
|----|--|--|
| 15 | 8月 京滋バイパス全線開通 | 7月 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律制定 |
| | 10月 廃パソコン回収開始 | 12月 京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例制定 |
| | 10月 ごみ散乱防止ネットの配布開始 | |
| 16 | 6月 「エコドライブ宣言事務所」登録 | 3月 京都府産業廃棄物税条例制定 |
| | 10月 空き缶抜き去りパトロール開始 | 5月 京都府動物管理センターから京都府動物愛護管理センターに名称変更 |
| | 10月 沢第2清掃工場運転停止 | 6月 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律制定 |
| | | 6月 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律制定 |
| 17 | 4月 ステップ乗車廢止、歩行収集開始 | 2月 京都議定書発効 |
| | 4月 沢第1清掃工場がクリーンピア沢に名称変更 | 4月 京都議定書目標達成計画閣議決定 |
| | 6月 久御山町分別収集計画（第4期）策定 | 5月 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律制定 |
| | 9月 ノーマイカーデー開始 | 10月 京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例制定 |
| | | 12月 京都府地球温暖化対策条例制定 |
| 18 | 3月 久御山町KES等認証取得助成金交付要綱制定 | 2月 石綿による健康被害の救済に関する法律制定 |
| | 5月 長谷山清掃工場閉鎖 | 4月 第3次環境基本計画策定 |
| | 5月 久御山町火葬料補助金の補助額改定（差額の7割、上限42,000円） | |
| | 7月 てんぶら油回収事業開始 | |
| | 7月 KESステップ2認証取得に向けてキックオフ宣言を行う | |
| | 9月 クリーン21長谷山運転開始 | |
| | 9月 リサイクルプラザがエコ・ポート長谷山に名称変更 | |
| | 11月 久御山町役場環境宣言制定 | |
| | 12月 KES庁舎清掃活動（総務課）開始 | |
| 19 | 1月 城南衛生管理組合生活排水処理基本計画（平成18年度改訂版）策定 | 5月 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律制定 |
| | 2月 久御山セービング〈節約〉プラン（久御山町地球温暖化対策実行計画）第2期計画策定 | 6月 エコツーリズム推進法制定 |
| | 3月 役場庁舎KESステップ2認証取得 | 10月 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例制定 |
| | 3月 城南衛生管理組合ごみ処理基本計画（平成18年度改訂版）策定 | |
| | 6月 久御山町生活排水処理基本計画改訂 | |
| | 6月 久御山町分別収集計画（第5期）策定 | |
| | 9月 久御山町飼い犬等のふん便の防止に関する要綱制定（11月施行） | |
| | 12月 ふん便パトロール開始 | |
| 20 | 4月 事業所有料収集廃止 | 3月 京都地域公害防止計画策定（19～22年度） |
| | | 3月 京都府動物愛護管理推進計画策定 |
| | | 6月 生物多様性基本法公布 |
| | | 7月 低炭素社会づくり行動計画閣議決定 |
| 21 | 3月 ごみ処理基本計画策定 | 1月 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金復活 |
| | 8月 燃やすごみの収集業務一部民間委託 | 3月 京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例制定 |
| | 10月 太陽光発電システム設置費補助金交付要綱制定 | 3月 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定 |
| | | 6月 バイオマス活用推進基本法制定 |
| 22 | 4月 ペットボトルキャップ分別収集開始 | 10月 新京都府環境基本計画策定 |
| | 7月 久御山町分別収集計画（第6期）策定 | 12月 生物多様性地域連携促進法制定 |

| 年 | 久御山町・城南衛生管理組合 | 国・京都府 |
|----|--|---|
| 23 | 4月 クリーン21長谷山灰溶融稼働停止 | 4月 廃棄物処理法改正 |
| | 11月 粗大ごみ処理施設等更新事業基本計画策定 | 7月 京都府地球温暖化対策推進計画策定 |
| | | 12月 悪臭防止法の一部改正 京都府環境影響評価条例改正 |
| 24 | 3月 城南衛生管理組合ごみ処理基本計画（平成23年度改訂版）策定 | 4月 循環型社会形成推進基本法の一部改正 |
| 24 | 3月 久御山セービングプラン（久御山町地球温暖化対策実行計画）第3期計画策定 | 6月 水質汚濁防止法の一部を改正する法律施行 |
| | 4月 太陽光発電システム設置費補助金の補助額改定（太陽電池モジュールの公称最大出力1KWあたり3万円。上限額は、個人向けが15万円・中小企業向けが30万円） | 9月 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正 |
| | 12月 ごみ袋の指定化導入（12月3日より試行実施） | |
| 25 | 2月 久御山町生活排水処理基本計画改訂 | 1月 京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正 |
| | 4月 久御山町再生資源集団回収事業補助金の補助額改定（1kg当たり7円） | 3月 京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正 |
| | 4月 太陽光発電システム設置費補助金（個人向け）の補助額上限改定（太陽電池モジュールの公称最大出力1KWあたり3万円で、上限額は、個人向けが10万円・中小企業向けは30万円（改訂なし） | 6月 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正 |
| | 6月 久御山町分別収集計画（第7期）策定 | 6月 凈化槽法の一部改正 |
| | 3月 久御山町家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助金交付要綱廃止 | 11月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 |
| 26 | 4月 ごみ処理基本計画改定 | 5月 環境基本法の一部改正 |
| | 4月 久御山町再生資源集団回収事業補助金の補助額改定（1kg当たり5円） | 5月 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正 |
| | | 6月 環境影響評価法、自然環境保全法、大気汚染防止法、振動規制法・水質汚濁防止法、騒音規制法、浄化槽法、狂犬病予防法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に推進に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正 |
| | | 6月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 |
| | | 8月 土壤汚染対策法施行規則の一部改正 |
| | | 10月 京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例制定 |
| 27 | 1月 プラスチック製容器包装（プラマーク製品）分別回収開始 | 3月 京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例の一部改正 |
| | 1月 リサイクルセンター長谷山へ不燃ごみ搬入開始 | 3月 京都府水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例の一部改正 |
| | 3月 折居清掃工場へ可燃ごみ搬入開始 | 4月 京都府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正 |
| | 4月 凈化槽法第7条第2項、第12条について権限移譲（府→町） | 6月 大気汚染防止法の一部改正、水銀による環境の汚染の防止に関する法律 |
| | 10月 使用済小型家電リサイクル拠点ボックス回収の国の実証実験（～H28.3） | 7月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 |
| | | 7月 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例制定 |
| | | 9月 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、雨水の利用の推進に関する法律の一部改正 |
| | | 10月瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正 |
| | 4月 使用済小型家電リサイクル拠点ボックス回収本格実施 | 3月 京都府環境を守り育てる条例施行規則一部改正 |
| | | 4月 京都府再生可能エネルギーの導入等の推進に関する条例の一部改正 |
| | 4月 雨水貯留施設設置費補助金交付要綱制定 | 5月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 |
| | 10月 家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱制定 | 5月 水質汚濁防止法、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の一部改正 |

| 年 | 久御山町・城南衛生管理組合 | 国・京都府 |
|-----|--|---|
| | 10月 太陽光発電システム設置費補助金交付要綱廃止 | 5月 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に推進に関する特別措置法の一部改正 |
| | | 7月 京都府地球温暖化対策条例の一部改正 |
| 29 | 3月 久御山セービングプラン(久御山町地球温暖化対策実行計画) 第4期計画策定 | 4月 京都府環境影響評価条例施行規則、京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行規則の一部改正 |
| | 3月 ごみ処理基本計画改定 久御山町スマバチ駆除費補助金交付要綱制定 | 5月 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正 |
| 30 | 12月 クリーンパーク折居へ可燃ごみ搬入開始 | 6月 使用済自動車の再資源化等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、公害健康被害の補償等に関する法律、公害紛争処理法、動物の愛護及び管理に関する法律、土壤汚染対策法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 |
| | | 6月 環境基本法の一部改正、気候変動適応法の制定 7月 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正 |
| 31 | 3月 久御山町ごみ収集ボックス購入費補助金交付要綱制定 久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例制定(久御山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正) | |
| | 4月 蛍光管等水銀製品の分別回収開始 | |
| 令和元 | | 5月 食品ロスの削減の推進に関する法律の制定 6月 凈化槽法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部改正 |
| | | 7月 京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例の一部改正 |
| | 8月 外国語チラシ作成 (英語・中国語・韓国語・ベトナム語) | |
| | | |
| 2 | 3月 飼い猫等避妊・去勢手術費等補助金交付要綱制定 浄化槽の設置等に関する要綱の一部改正 | 3月 動物の飼養管理と愛護に関する条例の一部改正、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び京都府の事務処理の特例に関する条例の一部改正 |
| | | 4月 自然環境保全法、公害健康被害の補償等に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、土壤汚染対策法、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の一部改正 |
| | | 6月 公害紛争処理法、環境影響評価法の一部改正 |
| | | 10月 船舶油濁等損害賠償保障法、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部改正 |
| | | 11月 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正 |
| | | 12月 京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正 |
| | | |

| 年 | 久御山町・城南衛生管理組合 | 国・京都府 |
|---|---|---|
| 3 | 3月 久御山町狂犬病予防法施行細則の一部改正 | |
| | 4月 久御山町第2次ごみ処理基本計画策定 久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱の一部改正 | 4月 大気汚染防止法、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部改正 |
| | 10月 食品ロス削減推進事業（フードドライブ）実施 | 6月 動物の愛護及び管理に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 |
| 3 | 10月 小型充電式電池の拠点回収 | 9月 環境基本法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律、水循環基本法、雨水の利用の推進に関する法律の一部改正 |
| 4 | 3月 久御山クールドミノ戦略（久御山町地球温暖化対策実行計画「事務事業編」）第5期計画策定 久御山町災害廃棄物処理計画策定 | |
| | | 6月 自然環境保全法施行 自然公園法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、動物の愛護及び管理に関する法律、瀬戸内海環境保全特別措置法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律、土壤汚染対策法、浄化槽法の一部改正 |
| | | 7月 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律施行 |
| | | 11月 公害紛争処理法一部改正 |
| | 12月 久御山町環境基本条例制定 | |
| 5 | | 4月 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正 |
| | 8月 久御山町飼い猫等避妊・去勢手術費等補助金交付要綱の一部改正 | |
| | 10月 久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）制定 | |
| 6 | 6月 久御山町ゼロカーボンシティ宣言の表明 久御山町デコ活宣言の表明 | |
| | 11月 久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT壳電可）導入事業費補助金交付要綱の制定（久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱の全部改正）、久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT壳電不可）導入事業費補助金交付要綱の制定 | |

令和7年3月31日現在

2 機構・事務分掌

◆機構

事業環境部—産業・環境政策課—環境企画係

民生部—住民課—生活衛生係

◆事務分掌

| | | |
|----------|-------|----------------------------------|
| 産業・環境政策課 | 環境企画係 | 1 廃棄物適正処理の指導及び啓発に関すること。 |
| | | 2 公害の実態調査に関すること。 |
| | | 3 公害等の苦情処理に関すること。 |
| | | 4 公害発生施設の監視及び指導に関すること。 |
| | | 5 公害防止意識の啓発に関すること。 |
| | | 6 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に係る規制に関すること。 |
| | | 7 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に係る規制に関すること。 |
| | | 8 害虫の駆除及び消毒に関すること。 |
| | | 9 動物の愛護及び犬猫等の適正飼養に関すること。 |
| | | 10 し尿の収集等に関すること。 |
| | | 11 し尿浄化槽に関すること。 |
| | | 12 城南衛生管理組合との連絡調整に関すること。 |
| | | 13 墓地に関すること。 |
| | | 14 あき地等の雑草の監視及び指導に関すること。 |
| | | 15 豊かな心づくり推進協議会に関すること。 |
| | | 16 地球温暖化対策に関すること。 |
| | | 17 その他環境保全に関すること。 |
| | | 18 課内の庶務に関すること。 |
| 住民課 | 生活衛生係 | 1 じん芥の収集、運搬及び処分に関すること。 |
| | | 2 じん芥収集車の運行及び維持管理に関すること。 |
| | | 3 その他じん芥収集に関すること。 |
| | | 4 廃棄物処理計画に関すること。 |
| | | 5 循環型社会の推進に関すること。 |
| | | 6 循環型社会推進委員会に関すること。 |

◆委員会等

昭和61年7月 新しい歴史に向かって走ろう久御山町民運動推進協議会を設置

平成21年5月 久御山町豊かな心づくり推進協議会に名称変更

平成15年4月 循環型社会推進委員会を設置

令和5年4月 環境審議会を設置

◆環境マネジメントシステム等（企画財政課）

平成17年3月 京都グリーン購入ネットワーク加入

平成16年6月 エコドライブ宣言事業所登録

平成19年3月 KESステップ2取得

第3章 公害苦情

公害苦情処理件数

本町が受理した苦情件数は、令和5年度は167件で、令和4年度と比べて13件減少しました。

公害苦情を種類別にみると、水質汚濁・悪臭の苦情が多く占めています。

●公害苦情種類別件数の経年変化

単位：件

| 区分 | 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大気汚染 | | 21 | 10 | 9 | 5 | 14 |
| 水質汚濁 | | 21 | 11 | 16 | 11 | 8 |
| 土壤汚染 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 騒音 | | 18 | 23 | 7 | 5 | 9 |
| 振動 | | 0 | 1 | 2 | 4 | 1 |
| 地盤沈下 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 悪臭 | | 12 | 2 | 10 | 10 | 6 |
| 害典型 以外 7 公 | 廃棄物投棄 | 9 | 9 | 1 | 1 | 3 |
| | その他 | 116 | 119 | 135 | 131 | 115 |
| | 合計 | 197 | 175 | 180 | 167 | 156 |

※その他は、れき死の動物等

●家庭系公害苦情種類別件数

単位：件

| 区分 | 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 蜂（駆除等） | | 3 | 16 | 14 | 19 | 20 |
| 野生動物（ヘビ等） | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 猫 | | 4 | 2 | 3 | 3 | 4 |
| 犬（ふん害） | | 2 | 4 | 3 | 0 | 0 |
| 犬（咬傷等） | | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| 死亡動物等回収処理 | | 134 | 143 | 131 | 124 | 136 |
| その他 | | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 合計 | | 147 | 166 | 154 | 148 | 163 |

第4章 大気汚染・微小粒子状物質（PM2.5）

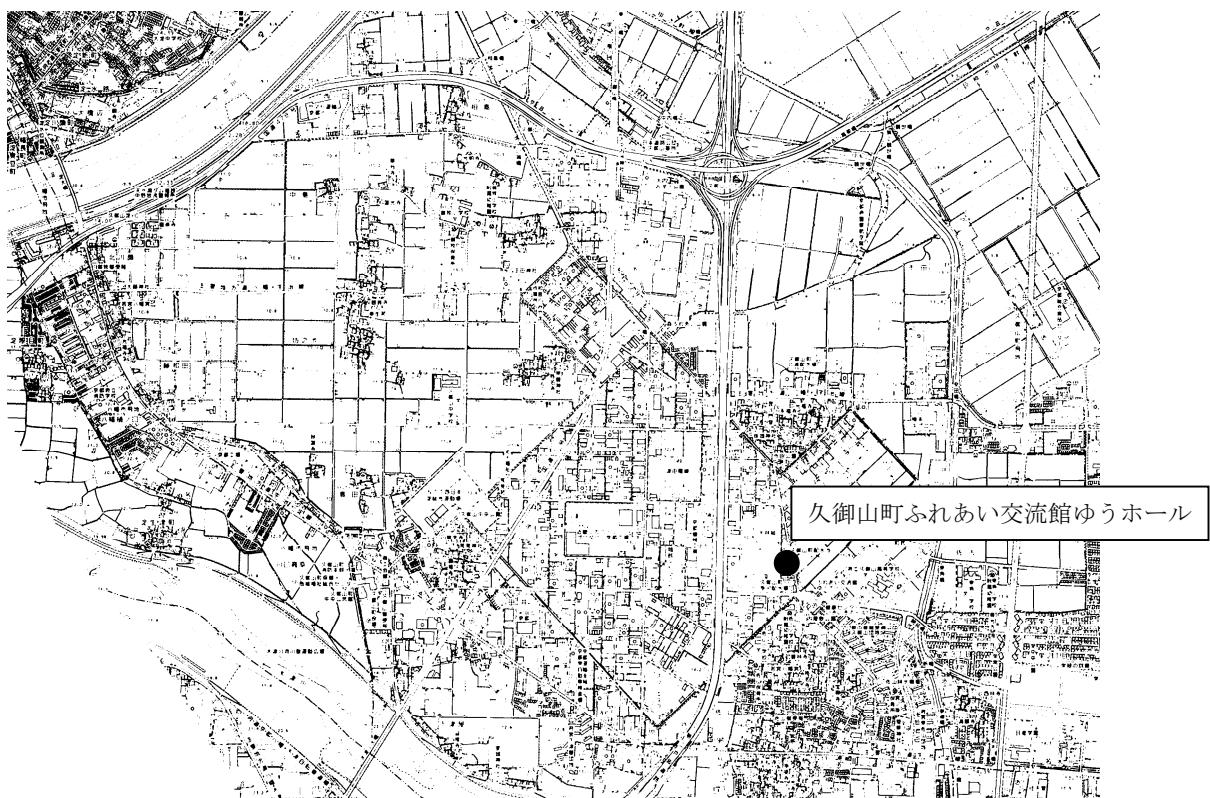
監視・測定

本町における大気汚染の状況は、久御山町ふれあい交流館ゆうホール（佐古外屋敷235）において二酸化窒素及び硫黄酸化物の簡易測定を年3回実施しています。

緊急時対策の推進

「久御山町光化学反応による大気汚染緊急時対策実施要領」を定め、光化学反応による大気汚染緊急時対策を毎年5月から9月末まで行っています。注意報等の発令時には、公共施設のほか適当と認められる場所に関係機関の協力を得て、吹流等により、一般住民への周知を図っています。

測定位置図



●二酸化窒素測定結果（日平均値の年間98%値）

町測定分（年間平均：PTIO法※1）

単位：ppm

| 測定局 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ゆうホール屋上 | 0.011 | 0.011 | 0.011 | 0.011 | 0.010 |

※1 法定の測定方法ではありませんので、環境基準と単純に比較できません。

環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること

(評価方法) 日平均値の年間98%値と比較して評価する

●硫黄酸化物測定結果（年間平均）

町測定分（二酸化鉛法※1）

単位：mg/(Day/100cm³)

| 測定局 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ゆうホール屋上 | 0.04未満 | 0.04未満 | 0.04未満 | 0.04未満 | 0.04未満 |

※1 法定の測定方法ではありませんので、環境基準と単純に比較できません。

汚染度判定目安

0.0～1.0未満軽微な汚染

●光化学オキシダント測定結果（注意報発令回数）

(回)

| 久御山町 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 |

光化学スモッグ注意報等発令基準（京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱）

| 区分 | 発令基準 | 解除基準 | 発令対象地域 |
|------|--|--|---|
| 注意報 | 1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。 | それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。 | ① 京都市地域（京都市） ② 乙訓地域 (向日市、長岡京市、大山崎町) ③ 宇治地域 (宇治市、城陽市、久御山町) ④ 綴喜地域 (八幡市、京田辺市、井手町) ⑤ 相楽地域 (木津川市、精華町) |
| 警報 | 1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。 | | |
| 緊急警報 | 1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。 | | |

第5章 水質汚濁

本町における水質汚濁の状況は、町内河川の水質検査、底質土壌検査及び事業所排水分析を年1回実施しています。

また、町では、平成3年12月に「久御山町生活排水処理基本計画」を策定（平成25年2月改定）し、水質汚濁の要因となっている生活雑排水（炊事、洗濯、入浴等により発生する排水）の適切な処理を進めています。

◆久御山町生活排水処理基本計画

①基本方針

- 町内全域が下水道計画区域のため、生活雑排水の処理については、下水道によるものとする。

②生活排水処理の目標

| | 平成29年度 | 中間目標年度（令和4年度） | 目標年度（令和9年度） |
|---------|--------|---------------|-------------|
| 生活排水処理率 | 96.0% | 97.1% | 97.3% |

注) 1. 生活排水処理率：行政人口に対する下水道及び合併浄化槽により処理する人口の割合





●町測定地点

河川水質

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ①大内川府道市田橋 | ②市田排水幹線 | ③大内川場内17号橋 |
| ④荒見川玉田橋 | ⑤相島承水溝2号橋 | ⑥大内川相島橋 |
| ⑦古川中橋 | ⑧巨椋池排水幹線大島橋 | ⑨名木川林の東側 |
| ⑩古川古川橋 | ⑪佐山小学校西側 | ⑫KBS京都ラジオ北側 |
| ⑬野村荒見下水路合流前 | ⑭井川安田小橋 | ⑮京都運輸支局東側 |
| ⑯古川東角橋 | ⑰古川觀世橋 | ⑱承水溝3号下五反田橋 |

底質

- | | | |
|-----------|-------------|------------|
| ①大内川府道市田橋 | ②市田排水幹線 | ③大内川場内17号橋 |
| ④荒見川玉田橋 | ⑤相島承水溝2号橋 | ⑥大内川相島橋 |
| ⑦古川中橋 | ⑧巨椋池排水幹線大島橋 | |

●公共用水域BOD測定結果

町測定分（年1回測定）

単位：mg/L

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 大内川府道市田橋 | 2.3 | 0.8 | 6.6 | 5.3 | 7.3 |
| 市田排水幹線 | 1.0 | 1.4 | 5.8 | 8.6 | 5.3 |
| 大内川場内17号橋 | 2.0 | 3.4 | 8.7 | 4.5 | 20 |
| 荒見川玉田橋 | 3.7 | 3.1 | 1.4 | 1.9 | 12 |
| 相島承水溝2号橋 | 1.3 | 3.6 | 1.2 | 3.8 | 9.6 |
| 大内川相島橋 | 3.8 | 2.0 | 4.7 | 4.6 | 11 |
| 古川中橋 | 4.0 | 4.4 | 1.6 | 3.3 | 8.5 |
| 巨椋池排水幹線大島橋 | 2.0 | 3.1 | 1.6 | 3.7 | 8.7 |
| 名木川林の東側 | 0.5 未満 | 0.5 | 0.5 | 1.5 | 3.7 |
| 古川古川橋 | 10 | 14 | 13 | 11 | 15 |
| 佐山小学校西側 | 3.0 | 6.2 | 4.4 | 4.2 | 10 |
| KBS京都ラジオ北側 | 8.3 | 6.9 | 2.8 | 14 | 0.5 未満 |
| 野村荒見下水路合流前 | 13 | 8.5 | 0.5 未満 | 2.0 | 1.9 |
| 井川安田小橋 | 3.8 | 27 | 20 | 2.9 | 14 |
| 京都運輸支局東側 | 13 | 14 | 3.5 | 25 | 5.3 |
| 古川東角橋 | 10 | 8.8 | 6.0 | 7.3 | 8.6 |
| 古川觀世橋 | 7.0 | 5.4 | 2.9 | 4.1 | 3.2 |
| 承水溝3号下五反田橋 | 3.3 | 9.5 | 6.7 | 9.8 | 9.1 |

水質汚濁状況のめやす

| BOD(mg/L) | 1以下 | 2以下 | 3以下 | 5以下 | 8以下 | 10以下 | |
|-----------|------------|-----|-----|-----|-----|-----------|--|
| 水産利用 | コイ・フナなど | | | | | 水産利用に適さない | |
| | サケ科魚類・アユなど | | | | | | |
| | ヤマメ・イワナなど | | | | | | |

●河川水質測定結果（町測定分）

| | | No.1 大内川府道市田橋 | | | | | |
|------|-----------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 9:52 | 14:40 | 14:25 | 14:05 | 14:58 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 小雨 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | °C | 8.1 | 9.5 | 11.5 | 14.0 | 6.0 |
| | 水温 | °C | 8.4 | 10.4 | 9.0 | 9.6 | 5.0 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 7.4 | 7.6 | 7.9 | 7.2 | 8.1 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 10 | 12 | 17 | 11 | 14 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 2.3 | 0.8 | 6.6 | 5.3 | 7.3 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 4.6 | 1.9 | 5.9 | 10 | 9.7 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 1 | <1 | 1 | 2 | 13 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 2,800 | 3,500 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 180 | 540 | 50 |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| 健康項目 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| その他 | 全窒素(T-N) | mg/L | 1.7 | 0.26 | 0.61 | 1.0 | 2.1 |
| | 全磷(T-P) | mg/L | 0.14 | 0.058 | 0.041 | 0.083 | 0.097 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 0.8 | <0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | 0.16 | 0.08 | 0.12 | 0.41 | 0.64 |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | <0.01 | 0.03 | 0.02 | 0.05 | 0.06 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.2 市田排水幹線 | | | | |
|------------------|-----------------|-------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 採水時 状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 |
| | 採水時刻 | — | 10:13 | 15:00 | 14:45 | 14:18 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | °C | 9.9 | 9.5 | 11.5 | 14.0 |
| | 水温 | °C | 12.5 | 11.8 | 8.5 | 11.9 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 7.3 | 7.5 | 7.7 | 7.2 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 9.9 | 13 | 10 | 8.6 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 1.0 | 1.4 | 5.8 | 8.6 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 2.2 | 3.2 | 7.0 | 11 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 1 | 1 | 1 | 3 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 920 | 1,600 | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 350 | 360 |
| 健康項目 | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | 0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| その他 | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | 全窒素(T-N) | mg/L | 1.6 | 0.66 | 1.9 | 1.8 |
| | 全燃(T-P) | mg/L | 0.055 | 0.17 | 0.039 | 0.079 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 0.2 | 0.1 | 0.2 | <0.1 |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | 1.0 | 0.29 | 1.0 | 0.87 |
| 陰イオン界面活性剤 | | mg/L | <0.01 | 0.04 | 0.02 | 0.06 |
| 注) 1. <の印は未満を表す。 | | | | | | |

| | | No.3 大内川場内 17号橋 | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 採水時 状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 |
| | 採水時刻 | — | 10:36 | 13:40 | 13:35 | 13:29 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 曇 | 雪 |
| | 気温 | °C | 10.0 | 9.0 | 11.5 | 12.0 |
| | 水温 | °C | 11.5 | 10.0 | 9.5 | 11.1 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 8.3 | 9.1 | 9.1 | 8.3 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 18 | 20 | 21 | 13 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 2.0 | 3.4 | 8.7 | 4.5 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 3.8 | 4.0 | 11 | 30 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 1 | 1 | 5 | 3 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 1,600 | 16,000 | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 2,300 | 2,800 |
| 健康項目 | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | 1.6 |
| | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| その他 | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | 全窒素(T-N) | mg/L | 1.1 | 0.68 | 2.9 | 2.3 |
| | 全燐(T-P) | mg/L | 0.087 | 0.054 | 0.11 | 0.11 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 0.3 | <0.1 | 0.5 | 0.3 |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | 0.33 | 0.52 | 0.81 | 0.68 |
| 注) 1. <の印は未満を表す。 | | | | | | |

| | | No.4 荒見川玉田橋 | | | | |
|------------------|-----------------|-------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 採水時 状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 |
| | 採水時刻 | — | 11:02 | 14:10 | 14:00 | 13:45 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | °C | 11.9 | 9.0 | 11.0 | 12.1 |
| | 水温 | °C | 10.5 | 8.8 | 9.5 | 11.6 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 8.9 | 8.6 | 9.0 | 8.5 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 20 | 16 | 18 | 14 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 3.7 | 3.1 | 1.4 | 1.9 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 8.7 | 5.6 | 5.7 | 4.7 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 1 | 2 | 4 | 3 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 540 | 16,000 | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 2,300 | 1,300 |
| 健康項目 | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| その他 | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | 全窒素(T-N) | mg/L | 1.0 | 1.0 | 0.97 | 1.4 |
| | 全燐(T-P) | mg/L | 3.0 | 0.16 | 0.61 | 0.23 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | <0.1 | 0.1 | <0.1 | 0.1 |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | <0.05 | 0.05 | <0.05 | <0.05 |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | 0.35 | 0.49 | 0.39 | 0.66 |
| 陰イオン界面活性剤 | | mg/L | 0.04 | 0.04 | 0.02 | <0.01 |
| 注) 1. <の印は未満を表す。 | | | | | | |

| | | No.5 相島承水溝2号橋 | | | | | |
|-----------|-----------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時 状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 11:29 | 13:20 | 13:18 | 13:17 | 13:45 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 晴 | 曇 | 曇 |
| | 気温 | °C | 12.1 | 9.0 | 13.0 | 12.2 | 4.5 |
| | 水温 | °C | 8.6 | 8.0 | 7.0 | 10.9 | 5.5 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 10.1 | 10.1 | 10.2 | 9.9 | 10.0 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 28 | 24 | 28 | 18 | 22 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 1.3 | 3.6 | 1.2 | 3.8 | 9.6 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 5.3 | 6.2 | 6.2 | 6.4 | 5.2 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 3 | 2 | 4 | 1 | 6 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 23 | <1.8 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | <1 | 91 | 8 |
| 健康項目 | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | 0.001 | <0.001 | 0.001 | <0.001 | 0.001 |
| その他 | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | 全窒素(T-N) | mg/L | 2.6 | 1.8 | 3.3 | 1.3 | 2.2 |
| | 全磷(T-P) | mg/L | 0.27 | 0.18 | 0.21 | 0.29 | 0.34 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 亜硝酸性窒素(N02-N) | mg/L | <0.05 | 0.06 | 0.05 | <0.05 | 0.06 |
| | 硝酸性窒素(N03-N) | mg/L | 2.0 | 1.3 | 2.5 | 0.76 | 1.5 |
| 陰イオン界面活性剤 | | mg/L | 0.09 | 0.03 | 0.04 | <0.01 | 0.01 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | | No.6 大内川相島橋 | | | | | |
|-------|-----------------|-----------|-------------|---------|---------|---------|---------|--|
| | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 | |
| | 採水時刻 | — | 13:13 | 13:00 | 12:57 | 13.03 | 13:23 | |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 晴 | 曇 | 晴時々曇 | |
| | 気温 | ℃ | 11.5 | 10.0 | 13.5 | 12.5 | 7.0 | |
| | 水温 | ℃ | 13.5 | 9.0 | 8.2 | 11.1 | 7.0 | |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 9.1 | 8.9 | 9.0 | 8.3 | 9.0 | |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 19 | 18 | 19 | 12 | 17 | |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 3.8 | 2.0 | 4.7 | 4.6 | 11 | |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 8.6 | 4.4 | 8.9 | 6.3 | 12 | |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 2 | 1 | 3 | 1 | 5 | |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 56 | 350 | — | — | — | |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 1,300 | 650 | 280 | |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | |
| 健康項目 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.0003 | <0.02 | <0.02 | |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.1 | <0.001 | <0.001 | |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.001 | <0.0005 | <0.0005 | |
| その他 | 全窒素(T-N) | mg/L | 1.6 | 0.62 | 3.4 | 1.0 | 3.4 | |
| | 全燐(T-P) | mg/L | 0.76 | 0.067 | 0.19 | 0.092 | 0.22 | |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | 0.1 | |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | 0.29 | 0.13 | 2.0 | 0.48 | 0.28 | |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | 0.03 | 0.01 | 0.03 | 0.04 | 0.05 | |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.7 古川中橋 | | | | | |
|------------------|-----------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時 状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 13:34 | 11:15 | 11:20 | 11.30 | 11:44 |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 晴 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | ℃ | 11.5 | 12.0 | 8.5 | 11.0 | 5.5 |
| | 水温 | ℃ | 13.8 | 9.0 | 7.0 | 11.1 | 6.5 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 7.7 | 7.7 | 7.3 | 7.5 | 7.5 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 10 | 10 | 10 | 9.3 | 11 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 4.0 | 4.4 | 1.6 | 3.3 | 8.5 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 7.8 | 7.2 | 4.8 | 6.6 | 6.2 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 20 | 5 | 5 | 30 | 6 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 16,000 | 5,400 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 12 | 1,900 | 68 |
| 健康項目 | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| その他 | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | 全窒素(T-N) | mg/L | 2.5 | 2.3 | 3.0 | 2.1 | 2.7 |
| | 全燐(T-P) | mg/L | 0.15 | 0.098 | 0.072 | 0.15 | 0.13 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 0.3 | <0.1 | <0.1 | 0.3 | 0.3 |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | 0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | 1.7 | 2.1 | 2.1 | 1.0 | 1.7 |
| 注) 1. <の印は未満を表す。 | | | | | | | |

| | | No.8 巨椋池排水幹線大島橋 | | | | | |
|-------|-----------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 14:08 | 10:50 | 10:50 | 11:05 | 10:55 |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 晴 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | ℃ | 11.9 | 9.5 | 9.0 | 11.5 | 5.5 |
| | 水温 | ℃ | 11.6 | 8.0 | 5.0 | 9.7 | 4.5 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 7.9 | 7.8 | 7.8 | 7.7 | 8.1 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 12 | 10 | 11 | 10 | 11 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 2.0 | 3.1 | 1.6 | 3.7 | 8.7 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 4.7 | 4.2 | 5.8 | 6.4 | 5.7 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 4 | 2 | 2 | 9 | 3 |
| | 大腸菌群数 | MPL/100ml | 1,700 | 5,400 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 2,100 | 600 | 1,700 |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| 健康項目 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| その他 | 全窒素(T-N) | mg/L | 1.8 | 1.8 | 2.2 | 1.2 | 1.6 |
| | 全燐(T-P) | mg/L | 0.097 | 0.080 | 0.10 | 0.072 | 0.092 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 0.3 | 0.3 | 0.1 | 0.1 | <0.1 |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | 0.05 | 0.08 | 0.07 | <0.05 | <0.05 |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | 1.0 | 1.2 | 1.3 | 0.58 | 0.94 |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.03 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.9 名木川林の東側 | | | | | |
|-------|-----------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 9:29 | 9:00 | 9:15 | 9:45 | 9:15 |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 曇 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | ℃ | 6.5 | 5.5 | 2.0 | 12.0 | 2.0 |
| | 水温 | ℃ | 11.0 | 11.0 | 10.0 | 12.3 | 9.0 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 7.0 | 7.3 | 6.9 | 7.1 | 7.1 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 8.7 | 8.5 | 9.1 | 9.6 | 9.6 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | <0.5 | 0.5 | 0.5 | 1.5 | 3.7 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 1.3 | 1.0 | 2.0 | 2.7 | 1.5 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 2 | 1 | 9 | 6 | <1 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 1,100 | 210 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 240 | 250 | 20 |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| 健康項目 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| その他 | 全窒素(T-N) | mg/L | 3.2 | 2.8 | 4.3 | 2.3 | 3.7 |
| | 全燐(T-P) | mg/L | 0.044 | 0.060 | 0.059 | 0.076 | 0.065 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 0.1 | <0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| | 亜硝酸性窒素(N02-N) | mg/L | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 |
| | 硝酸性窒素(N03-N) | mg/L | 2.8 | 2.8 | 2.5 | 1.8 | 3.4 |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | 0.02 |

注) 1. <の印は未満を表す

| | | No.1 O 古川古川橋 | | | | | |
|-------|-----------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 9:13 | 8:45 | 8:55 | 9:35 | 9:00 |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 曇 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | ℃ | 5.0 | 3.5 | 1.5 | 12.0 | 1.5 |
| | 水温 | ℃ | 14.4 | 12.0 | 9.5 | 13.6 | 9.5 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 7.5 | 7.4 | 7.1 | 7.2 | 7.3 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 9.6 | 9.3 | 9.6 | 8.2 | 9.1 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 10 | 14 | 13 | 11 | 15 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 14 | 19 | 19 | 19 | 26 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 50 | 10 | 13 | 22 | 17 |
| | 大腸菌群数 | MPL/100ml | 350 | 220 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | <1 | 480 | 2 |
| 健康項目 | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | 0.003 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| その他 | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | 全窒素(T-N) | mg/L | 3.0 | 2.9 | 3.4 | 2.1 | 4.1 |
| | 全燃(T-P) | mg/L | 0.18 | 0.20 | 0.11 | 0.14 | 0.38 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 0.1 | 0.2 | 0.6 | 0.4 | 0.2 |
| | 亜硝酸性窒素(N02-N) | mg/L | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | 0.19 |
| | 硝酸性窒素(N03-N) | mg/L | 1.8 | 1.6 | 1.7 | 1.1 | 1.0 |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | 0.02 | 0.02 | 0.01 | <0.01 | 0.02 |

注) 1. <の印は未満を表す

| | | No.11 佐山小学校西側 | | | | | |
|-----------|-----------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時 状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 15:42 | 16:45 | 16:10 | 15:25 | 17:00 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 曇 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | °C | 12.0 | 7.5 | 10.5 | 11.5 | 3.7 |
| | 水温 | °C | 12.4 | 7.8 | 2.5 | 10.6 | 5.5 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 8.4 | 9.0 | 8.1 | 7.4 | 8.4 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 14 | 18 | 13 | 10 | 14 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 3.0 | 6.2 | 4.4 | 4.2 | 10 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 5.3 | 9.4 | 7.1 | 16 | 10 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 1 | 2 | 8 | 95 | 14 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 2,400 | 350 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 200 | 240 | 470 |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| 健康項目 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | 0.004 | <0.001 | 0.003 | 0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| その他 | 全窒素(T-N) | mg/L | 3.0 | 1.8 | 2.5 | 1.7 | 1.3 |
| | 全燐(T-P) | mg/L | 0.23 | 0.24 | 0.14 | 0.17 | 0.15 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 1.1 | 0.7 | 0.7 | 0.2 | 0.2 |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | 0.17 | 0.07 | 0.06 | <0.05 | <0.05 |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | 1.3 | 0.85 | 0.83 | 0.84 | 0.32 |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | 0.01 | 0.07 | 0.11 | 0.01 | 0.13 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.12 KBS京都ラジオ北側 | | | | | |
|-----------|-----------------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時 状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 14:56 | 16:00 | 15:30 | 14:50 | 16:13 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 曇 | 曇 | 曇 |
| | 気温 | °C | 11.3 | 8.5 | 11.5 | 11.0 | 4.5 |
| | 水温 | °C | 12.1 | 12.1 | 12.0 | 13.1 | 7.3 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 8.3 | 8.7 | 8.4 | 9.6 | 7.5 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 8.5 | 7.7 | 9.5 | 14 | 9.4 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 8.3 | 6.9 | 2.8 | 14 | <0.5 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 17 | 12 | 6.4 | 29 | 2.8 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 5 | 1 | 4 | 10 | 4 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 1,100 | 22,000 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 4 | 31 | 200 |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | 1.5 | <0.5 |
| 健康項目 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | 0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| その他 | 全窒素(T-N) | mg/L | 0.63 | 0.64 | 3.0 | 1.6 | 0.61 |
| | 全燐(T-P) | mg/L | 0.13 | 0.063 | 0.25 | 0.21 | 0.075 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | <0.1 | <0.1 | 0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | <0.05 | <0.05 | <0.05 | 0.08 | <0.05 |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | <0.05 | 0.20 | 0.23 | 0.30 | 0.28 |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | 0.17 | 0.16 | 0.02 | 0.11 | 0.1 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.13 野村荒見下水路合流前 | | | | | |
|-----------|-----------------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時 状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 17:04 | 15:25 | 15:10 | 14:35 | 15:50 |
| | 天候 | — | 晴 | 雨 | 小雨 | 曇 | 曇 |
| | 気温 | °C | 11.0 | 9.0 | 11.5 | 13.0 | 5.5 |
| | 水温 | °C | 13.8 | 9.8 | 10.0 | 13.9 | 8.5 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 7.3 | 8.0 | 8.2 | 8.0 | 8.3 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 9.7 | 12 | 11 | 10 | 13 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 13 | 8.5 | <0.5 | 2.0 | 1.9 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 14 | 18 | 3.3 | 4.7 | 3.7 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 57 | 12 | 2 | 1 | 9 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 3,500 | 240,000 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 63 | 110 | 240 |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | 0.6 | 1.2 | <0.5 | 0.7 | <0.5 |
| 健康項目 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | 0.003 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | 0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| その他 | 全窒素(T-N) | mg/L | 1.1 | 1.2 | 0.91 | 0.88 | 1.1 |
| | 全燐(T-P) | mg/L | 0.86 | 0.14 | 0.12 | 0.13 | 0.27 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 0.3 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | 0.2 |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | 0.11 | 0.08 | 0.43 | 0.43 | 0.46 |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | 0.25 | 0.28 | <0.01 | 0.01 | 0.01 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.14 井川安田小橋 | | | | | |
|-------|-----------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 16:25 | 9:40 | 9:53 | 10:18 | 10:02 |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 曇 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | ℃ | 11.0 | 5.5 | 5.5 | 12.1 | 3.6 |
| | 水温 | ℃ | 11.5 | 8.5 | 5.5 | 10.8 | 4.4 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 8.0 | 9.5 | 9.8 | 7.7 | 9.3 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 10 | 8.9 | 8.5 | 9.3 | 11 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 3.8 | 27 | 20 | 2.9 | 14 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 8.3 | 47 | 84 | 5.4 | 27 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 4 | 4 | 10 | 2 | 3 |
| | 大腸菌群数 | [MPN/100ml] | 330 | 350 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | [CFU/100ml] | — | — | 230 | 390 | 180 |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | 1.0 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| 健康項目 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| その他 | 全窒素(T-N) | mg/L | 4.5 | 6.2 | 6.0 | 2.2 | 4.4 |
| | 全磷(T-P) | mg/L | 0.39 | 0.86 | 0.69 | 0.22 | 0.36 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 1.5 | 1.4 | 0.2 | 0.3 | <0.1 |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | 0.17 | 0.47 | 0.74 | 0.06 | 0.11 |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | 2.5 | 2.9 | 2.5 | 1.2 | 2.7 |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | 0.02 | 0.04 | 0.11 | 0.02 | 0.07 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.15 京都運輸支局東側 | | | | | |
|-------|-----------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 15:20 | 16:15 | 15:50 | 15:02 | 16:35 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 曇 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | °C | 13.0 | 8.0 | 11.0 | 11.5 | 4.0 |
| | 水温 | °C | 11.2 | 19.0 | 5.0 | 16.6 | 5.0 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 8.4 | 8.0 | 8.1 | 9.2 | 8.2 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 12 | 5.6 | 12 | 8.6 | 11 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 13 | 14 | 3.5 | 25 | 5.3 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 20 | 17 | 11 | 32 | 12 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 10 | 4 | 3 | 6 | 7 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 1,100 | 540 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | <1 | 220 | 200 |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | 0.7 | <0.5 | 2.9 | <0.5 |
| 健康項目 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | 0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | 0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| その他 | 全窒素(T-N) | mg/L | 1.9 | 1.5 | 2.3 | 2.4 | 2.6 |
| | 全燐(T-P) | mg/L | 0.35 | 0.082 | 0.36 | 0.24 | 0.24 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 0.8 | <0.1 | 0.4 | 0.2 | 0.4 |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | <0.05 | 0.05 | <0.05 | 0.10 | 0.05 |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | 0.18 | 0.81 | 0.89 | 0.55 | 0.31 |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | 0.08 | 0.45 | 0.09 | 0.19 | 0.07 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.16 古川東角橋 | | | | | |
|-------|-----------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 16:07 | 9:25 | 9:35 | 10:02 | 9:40 |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 曇 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | ℃ | 10.2 | 5.5 | 4.0 | 11.8 | 3.5 |
| | 水温 | ℃ | 14.9 | 10.5 | 9.5 | 12.8 | 8.5 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 7.6 | 7.6 | 7.3 | 7.5 | 7.4 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 8.6 | 9.8 | 9.6 | 8.1 | 9.3 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 10 | 8.8 | 6.0 | 7.3 | 8.6 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 13 | 9.9 | 11 | 13 | 15 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 42 | 11 | 11 | 27 | 17 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 7.8 | <1.8 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 76 | 670 | 26 |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| 健康項目 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | 0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | 0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| その他 | 全窒素(T-N) | mg/L | 2.9 | 2.7 | 3.3 | 2.5 | 3.4 |
| | 全燃(T-P) | mg/L | 0.16 | 0.13 | 0.11 | 0.21 | 0.27 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | <0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.4 | 0.1 |
| | 亜硝酸性窒素(NO2-N) | mg/L | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 | <0.05 |
| | 硝酸性窒素(NO3-N) | mg/L | 1.9 | 2.0 | 2.0 | 1.2 | 1.7 |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | 0.02 | 0.02 | <0.01 | 0.01 | 0.02 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.17 古川観世橋 | | | | | |
|-----------|-----------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採水時 状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採水時刻 | — | 16:42 | 10:00 | 10:10 | 10:33 | 10:27 |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 曇 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | ℃ | 10.6 | 8.0 | 6.0 | 12.5 | 4.6 |
| | 水温 | ℃ | 13.8 | 9.0 | 7.0 | 11.3 | 6.7 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 7.3 | 7.5 | 7.3 | 7.4 | 7.4 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 8.0 | 9.9 | 10 | 8.8 | 10 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 7.0 | 5.4 | 2.9 | 4.1 | 3.2 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 13 | 7.0 | 7.4 | 6.3 | 6.4 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 27 | 8 | 5 | 14 | 7 |
| | 大腸菌群数 | [MPN/100ml] | 24,000 | 2.0 | — | — | — |
| | 大腸菌数 | [CFU/100ml] | — | — | 17 | <1 | 31 |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| 健康項目 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| その他 | 全窒素(T-N) | mg/L | 2.8 | 2.4 | 2.7 | 2.0 | 2.6 |
| | 全磷(T-P) | mg/L | 0.13 | 0.12 | 0.075 | 0.23 | 0.13 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 0.4 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.1 |
| | 亜硝酸性窒素(N02-N) | mg/L | 0.05 | <0.05 | 0.05 | <0.05 | <0.05 |
| | 硝酸性窒素(N03-N) | mg/L | 1.7 | 2.1 | 2.0 | 1.1 | 1.8 |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | <0.01 | 0.02 | <0.01 | 0.02 | 0.01 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.18 承水溝3号下五反田橋 | | | | |
|-----------|-----------------|------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 採水時 状況 | 採水年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 |
| | 採水時刻 | — | 14:29 | 10:20 | 10:35 | 10:50 |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 曇 | 曇 |
| | 気温 | °C | 12.4 | 8.5 | 7.5 | 13.0 |
| | 水温 | °C | 13.8 | 3.8 | 6.0 | 10.6 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 8.0 | 7.6 | 7.4 | 7.7 |
| | 溶存酸素量(DO) | mg/L | 14 | 10 | 9.3 | 7.9 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 3.3 | 9.5 | 6.7 | 9.8 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 6.6 | 10 | 10 | 13 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 5 | 9 | 27 | 11 |
| | 大腸菌群数 | MPN/100ml | 3,500 | 17,000 | — | — |
| | 大腸菌数 | CFU/100ml | — | — | 270 | 1300 |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <0.5 | <0.5 | <0.5 | 1.3 |
| 健康項目 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 | <0.0003 |
| | 全シアン(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| その他 | 全窒素(T-N) | mg/L | 1.7 | 4.3 | 2.7 | 2.2 |
| | 全磷(T-P) | mg/L | 0.17 | 0.35 | 0.34 | 0.39 |
| | アンモニア性窒素(NH4-N) | mg/L | 0.6 | 1.8 | 0.5 | 0.6 |
| | 亜硝酸性窒素(N02-N) | mg/L | 0.07 | 0.21 | 0.07 | 0.08 |
| | 硝酸性窒素(N03-N) | mg/L | 0.50 | 1.5 | 1.0 | 0.59 |
| | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | 0.01 | 0.04 | 0.01 | <0.01 |

注) 1. <の印は未満を表す。

●河川底質測定結果（町測定分）

| | | No.1 大内川府道市田橋 | | | | | |
|-----------|-------------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採泥時 状況 | 採泥年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採泥時刻 | — | 9:59 | 14:40 | 14:25 | 14:05 | 14:58 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 小雨 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | °C | 8.1 | 9.5 | 11.5 | 14.0 | 6.0 |
| | 水温 | °C | — | — | 9.0 | — | 5.0 |
| 底質 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | シアン化合物(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 有機リン化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | フェノール類含有量 | mg/L | <0.025 | <0.025 | <0.025 | <0.025 | <0.025 |

| | | No.2 市田排水幹線 | | | | | |
|-----------|-------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採泥時 状況 | 採泥年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採泥時刻 | — | 10:20 | 15:00 | 14:45 | 14:18 | 14:23 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 曇 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | °C | 9.9 | 9.5 | 11.5 | 14.0 | 6.0 |
| | 水温 | °C | — | — | 8.5 | — | 5.0 |
| 底質 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | シアン化合物(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 有機リン化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | フェノール類含有量 | mg/L | <0.025 | <0.025 | <0.025 | <0.025 | <0.025 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.3 大内川場内 17号橋 | | | | | |
|-----------|-------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採泥時 状況 | 採泥年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R54.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採泥時刻 | — | 10:44 | 13:40 | 13:35 | 13:29 | 14:03 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 曇 | 曇 | 雪 |
| | 気温 | °C | 10.0 | 9.0 | 11.5 | 12.0 | 4.7 |
| | 水温 | °C | — | — | 9.5 | — | 8.5 |
| 底質 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | シアン化合物(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 有機リン化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | フェノール類含有量 | mg/L | <0.025 | <0.025 | <0.025 | <0.025 | <0.025 |

| | | No.4 荒見川玉田橋 | | | | | |
|-----------|-------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 採泥時 状況 | 採泥年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 | R7.2.5 |
| | 採泥時刻 | — | 11:11 | 14:10 | 14:00 | 13:45 | 14:30 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 曇 | 曇 | 晴 |
| | 気温 | °C | 11.9 | 9.0 | 11.0 | 12.1 | 5.0 |
| | 水温 | °C | — | — | 9.5 | — | 5.5 |
| 底質 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | シアン化合物(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 有機リン化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | フェノール類含有量 | mg/L | <0.025 | <0.025 | <0.025 | <0.025 | <0.025 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.5 相島承水溝2号橋 | | | | |
|-----------|-------------|---------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 採泥時 状況 | 採泥年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 |
| | 採泥時刻 | — | 11:38 | 13:20 | 13:18 | 13:17 |
| | 天候 | — | 晴 | 曇 | 晴 | 曇 |
| | 気温 | ℃ | 12.1 | 9.0 | 13.0 | 12.2 |
| | 水温 | ℃ | — | — | 7.0 | — |
| 底質 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | シアノ化合物(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 有機リン化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | フェノール類含有量 | mg/L | <0.025 | <0.025 | <0.025 | <0.025 |

| | | No.6 大内川相島橋 | | | | |
|-----------|-------------|-------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 採泥時 状況 | 採泥年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 |
| | 採泥時刻 | — | 13:20 | 13:00 | 12:57 | 13:03 |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 晴 | 曇 |
| | 気温 | ℃ | 11.5 | 10.0 | 13.5 | 12.5 |
| | 水温 | ℃ | — | — | 8.2 | — |
| 底質 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | シアノ化合物(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 有機リン化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | フェノール類含有量 | mg/L | <0.025 | <0.025 | <0.025 | <0.025 |

注) 1. <の印は未満を表す。

| | | No.7 古川中橋 | | | | |
|-----------|-------------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 採泥時 状況 | 採泥年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 |
| | 採泥時刻 | — | 13:52 | 11:15 | 11:20 | 11:30 |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 晴 | 曇 |
| | 気温 | °C | 11.5 | 12.0 | 8.5 | 11.0 |
| | 水温 | °C | — | — | 7.0 | — |
| 底質 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | シアン化合物(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 有機リン化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | フェノール類含有量 | mg/L | <0.025 | <0.025 | <0.025 | <0.025 |

| | | No.8 巨椋池排水幹線大島橋 | | | | |
|-----------|-------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 採泥時 状況 | 採泥年月日 | — | R3.2.10 | R4.2.1 | R5.2.1 | R6.2.1 |
| | 採泥時刻 | — | 14:14 | 10:50 | 10:50 | 11:05 |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 晴 | 曇 |
| | 気温 | °C | 11.9 | 9.5 | 9.0 | 11.5 |
| | 水温 | °C | — | — | 5.0 | — |
| 底質 | カドミウム(Cd) | mg/L | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 |
| | シアン化合物(CN) | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 有機リン化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| | 鉛(Pb) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 六価クロム(Cr6+) | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | <0.02 |
| | 砒素(As) | mg/L | <0.005 | <0.005 | <0.005 | <0.005 |
| | 総水銀(T-Hg) | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |
| | フェノール類含有量 | mg/L | <0.025 | <0.025 | <0.025 | <0.025 |

注) 1. <の印は未満を表す。

●事業所排水測定結果（町測定分）

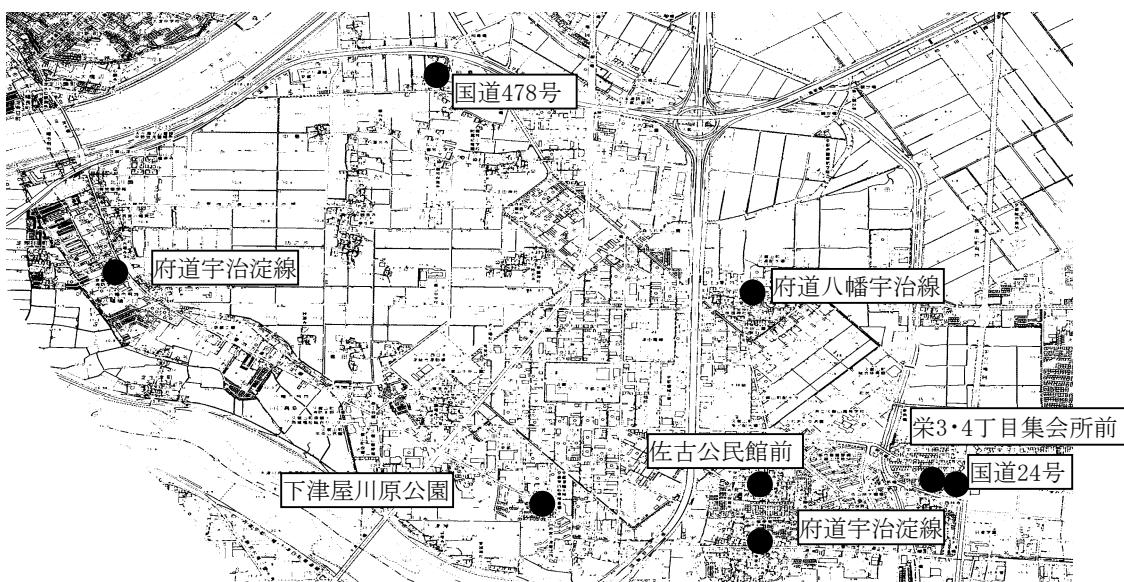
| | | No.1 富士リネン株式会社 | | | | |
|-------|-----------------|----------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 採水時状況 | 採水年月日 | — | R3.2.9 | R4.2.4 | R5.2.3 | R6.2.2 |
| | 採水時刻 | — | 9:52 | 8:45 | 8:40 | 9:07 |
| | 天候 | — | 晴 | 晴 | 曇 | 曇 |
| | 気温 | °C | 7.0 | 6.5 | 3.0 | 4.5 |
| | 水温 | °C | 21.1 | 14.2 | 27.5 | 15.7 |
| 一般項目 | 水素イオン濃度(pH) | — | 7.9 | 7.4 | 8.2 | 6.6 |
| | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L | 22 | 11 | 37 | <0.5 |
| | 化学的酸素要求量(COD) | mg/L | 28 | 11 | 32 | <0.5 |
| | 浮遊物質量(SS) | mg/L | 11 | <5 | 11 | <5 |
| | n-ヘキサン抽出物質 | mg/L | <1.0 | <1.0 | <1.0 | <1.0 |
| その他 | 陰イオン界面活性剤 | mg/L | 1.0 | 0.6 | 1.3 | <0.1 |
| | トリクロロエチレン | mg/L | <0.002 | <0.002 | <0.002 | <0.002 |
| | テトラクロロエチレン | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 |

注) 1. <の印は未満を表す。

第6章 騒音・振動

本町における騒音・振動の状況は、町では騒音について一般地域3箇所、道路に面する地域4箇所、道路交通振動について4箇所で測定しています。

測定場所（●町測定場所）



●騒音環境基準達成状況

| 区分 | 道路 | 測定地点 | 地域 | 等価騒音レベル(dB) | | | | | | | | | |
|----------|---------|------------|-----------|-------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|----|
| | | | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
| | | | | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 |
| 道路に面する地域 | 国道24号 | 栄3丁目栄南公園 | 幹線交通を担う道路 | 69 | 65 | 70 | 66 | 69 | 65 | 69 | 65 | 70 | 66 |
| | 府道宇治淀線 | 佐山双置 | | 67 | 64 | 67 | 64 | 67 | 64 | 67 | 64 | 69 | 66 |
| | | 藤和田村西 | | 69 | 66 | 70 | 67 | — | — | — | — | 69 | 67 |
| | 府道八幡宇治線 | 市田北浦65 | | 70 | 67 | 70 | 68 | 70 | 68 | 69 | 67 | 69 | 67 |
| | 国道478号 | 相島地域 | | 59 | 56 | 60 | 56 | 60 | 56 | 59 | 56 | 59 | 56 |
| 一般地域 | — | 栄3・4丁目集会所前 | A | 49 | 43 | 51 | 44 | 49 | 43 | 51 | 45 | 50 | 45 |
| | — | 佐古公民館前 | B | 48 | 38 | 48 | 43 | 47 | 39 | 48 | 41 | 46 | 37 |
| | — | 下津屋川原公園 | C | 49 | 42 | 49 | 45 | 48 | 43 | 48 | 42 | 47 | 43 |

(注) 1 ※印は京都府測定 2 下線部は環境基準超過

●騒音に係る環境基準等

単位：等価騒音レベル(dB)

| 区分 | | 地域 | 昼間(午前6時～午後10時) | 夜間(午後10時～午前6時) |
|----------|------|--------------------|----------------|----------------|
| 道路に面する地域 | 環境基準 | 幹線交通を担う道路 | 70 | 65 |
| | 要請限度 | | 75 | 70 |
| 一般地域 | 環境基準 | A及びB | 55 | 45 |
| | | C | 60 | 50 |
| | 要請限度 | A及びBのうち1車線を有する道路 | 65 | 55 |
| | | Aのうち2車線以上を有する道路 | 70 | 65 |
| | | Bのうち2車線以上を有する道路及びC | 75 | 70 |

●地域の類型

| 地域の類型 | 該当地域 |
|-----------|---|
| 幹線交通を担う道路 | 高速自動車国道、一般国道、府道及び4車線以上の車線を有する町道並びに自動車専用道路に面する地域 |
| A | 第1種・第2種低層住居専用地域及び第1種・第2種中高層住居専用地域 |
| B | 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 |
| C | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 |

●騒音のめやす

| 騒音レベル | 騒音の大きさの例 |
|-------|----------|
| 80dB | 地下鉄の車内 |
| 70dB | 電話のベル |
| 60dB | 普通の会話 |
| 50dB | 静かな事務所 |
| 40dB | 図書館 |



●道路交通振動測定結果

| 路線名 | 測定地点 | 区域区分 | 年度 | 測定値(dB) | | 要請限度値(dB) | |
|---------|--------------|---------------|----|---------|----|-----------|----|
| | | | | 昼間 | 夜間 | 昼間 | 夜間 |
| 府道八幡宇治線 | 市田北浦65 | 第2種 (準工業) | 2 | 46 | 43 | 70 | 65 |
| | | | 3 | 47 | 44 | | |
| | | | 4 | 47 | 43 | | |
| | | | 5 | 45 | 42 | | |
| | | | 6 | 44 | 40 | | |
| 国道24号 | 栄3丁目 栄南公園 | 第2種 (近隣商業) | 2 | 45 | 40 | | |
| | | | 3 | 45 | 43 | | |
| | | | 4 | 46 | 42 | | |
| | | | 5 | 46 | 43 | | |
| | | | 6 | 46 | 43 | | |
| 府道宇治淀線 | 佐山双置64 | 第1種 (住居) | 2 | 44 | 41 | 65 | 60 |
| | | | 3 | 44 | 41 | | |
| | | | 4 | 46 | 42 | | |
| | | | 5 | 46 | 42 | | |
| | | | 6 | 43 | 41 | | |
| 国道478号 | 相島地域 | — | 2 | 37 | 35 | — | — |
| | | | 3 | 37 | 37 | | |
| | | | 4 | 36 | 36 | | |
| | | | 5 | 39 | 38 | | |
| | | | 6 | 37 | 36 | | |
| 府道宇治淀線 | 藤和田村西11* | 第1種 (住居) | 2 | 47 | 43 | 65 | 60 |
| | | | 3 | 47 | 44 | | |
| | | | 4 | — | — | | |
| | | | 5 | — | — | | |
| | | | 6 | 46 | 44 | | |

*令和6年度 藤和田村西8-11

●振動のめやす

| 振動レベル | 振動のめやす |
|-------|-----------------------|
| 80dB | 家屋がゆれ、戸、障子がガタガタと音をたてる |
| 70dB | 大勢の人が感じ、戸、障子がわずかに動く |
| 60dB | 静止している人だけ感じる |
| 50dB | 人体に感じない程度 |

●騒音規制法・振動規制法による特定施設設置状況

| 騒音規制法 | 特定施設 | 特定工場数 | | | | | 特定施設数 | | | | |
|-------|------------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 年度 | | | | | 年度 | | | | |
| | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 騒音規制法 | 金属加工機械 | 73 | 73 | 73 | 72 | 73 | 454 | 452 | 452 | 441 | 442 |
| | 空気圧縮機等 | 155 | 156 | 159 | 159 | 161 | 750 | 751 | 765 | 766 | 787 |
| | 土石用破碎機等 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 織機 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| | 建設用資材製造機械 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 木材加工機械 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 |
| | 抄紙機 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 印刷機械 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| | 合成樹脂用射出成形機 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 181 | 181 | 181 | 181 | 181 |
| | 計 | 276 | 277 | 280 | 279 | 282 | 1,492 | 1,491 | 1,504 | 1,494 | 1,516 |
| 振動規制法 | 金属加工機械 | 83 | 83 | 83 | 82 | 83 | 424 | 423 | 423 | 413 | 414 |
| | 圧縮機 | 120 | 120 | 121 | 122 | 123 | 448 | 448 | 445 | 445 | 460 |
| | 土石用破碎機等 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 織機 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| | 木材加工機械 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 印刷機械 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 |
| | 合成樹脂用射出成形機 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 |
| | 計 | 236 | 236 | 235 | 235 | 237 | 1,084 | 1,083 | 1,067 | 1,057 | 1,073 |

(特定工場数・特定施設数ともに、実数を表記。また、合計欄も実数を表記。)

●京都府環境を守り育てる条例による騒音・振動に係る特定施設設置状況

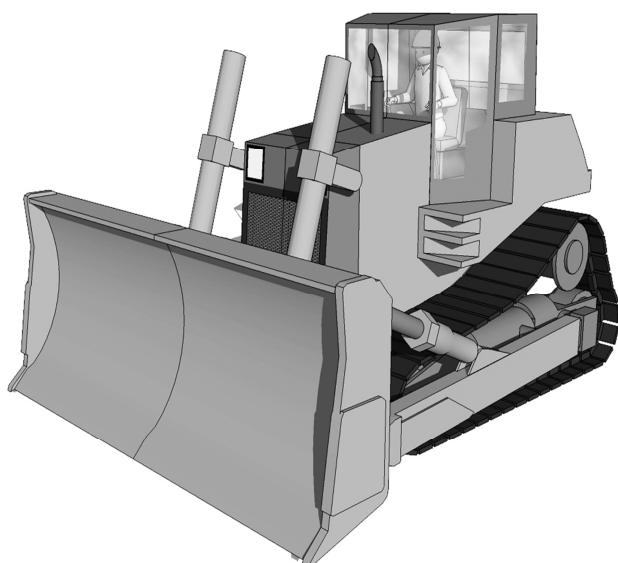
| 騒音 | 特定施設 | 特定工場数 | | | | | 特定施設数 | | | | |
|----|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 年度 | | | | | 年度 | | | | |
| | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 騒音 | 金属加工機械 | 161 | 168 | 169 | 169 | 173 | 1,161 | 1,158 | 1,157 | 1,156 | 1,160 |
| | 圧縮機 | 156 | 160 | 162 | 162 | 169 | 1,308 | 1,338 | 1,344 | 1,352 | 1,440 |
| | 送風機 | 44 | 45 | 46 | 46 | 48 | 226 | 228 | 246 | 246 | 246 |
| | 粉碎機 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 |
| | 織維機械 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 建設用資材製造機械 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 木材加工機械 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 |
| | 合成樹脂加工機械 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| | 遠心分離機 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | クーリングタワー | 26 | 26 | 26 | 27 | 29 | 77 | 77 | 93 | 95 | 96 |
| | 重油バーナー | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| | 工業用動力ミシン | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| | コルゲートマシン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 379 | 383 | 387 | 472 | 476 | 2,951 | 2,993 | 3,032 | 3,041 |
| 振動 | 金属加工機械 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 162 | 162 | 162 | 162 |
| | 粉碎機 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 38 | 38 | 38 | 38 |
| | 冷凍機 | 76 | 79 | 79 | 79 | 81 | 626 | 645 | 647 | 646 |
| | 遠心分離機 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | コルゲートマシン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 125 | 128 | 128 | 128 | 130 | 835 | 854 | 856 | 855 |

(特定工場数・特定施設数とともに、のべ数を表記。合計欄は、特定工場数・特定施設数とともに、実数を表記。)

●騒音規制法・振動規制法特定建設作業届出件数

| | 作業の種類 | 年度 | | | | |
|-------|---------------------|----|----|----|----|----|
| | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 騒音規制法 | くい打ち機等を使用する作業 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| | びょう打機を使用する作業 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | さく岩機を使用する作業 | 10 | 9 | 13 | 8 | 13 |
| | 空気圧縮機を使用する作業 | 1 | 4 | 2 | 1 | 0 |
| | コンクリートプラント等を設けて行う作業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | バックホウを使用する作業 | 7 | 6 | 5 | 3 | 4 |
| | トラクターショベルを使用する作業 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | ブルドーザーを使用する作業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 20 | 19 | 21 | 15 | 18 |
| 振動規制法 | くい打ち機等を使用する作業 | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| | 鋼球を使用して破壊する作業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 舗装版破碎機を使用する作業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | ブレーカーを使用する作業 | 7 | 7 | 8 | 6 | 6 |
| | 計 | 10 | 7 | 8 | 8 | 7 |



第7章 環境衛生

1 動物の適正飼養管理業務

町では、集合注射(狂犬病予防注射)を毎年4月に町内19ヵ所で実施しています。なお、犬の登録や狂犬病予防注射は、年間を通じて開業獣医においても実施しています。

糞害・泣き声等により飼い犬に関する問題が住環境を悪化させていることから集合注射時における糞回収袋の配布やしつけ方教室を実施しています。

平成19年9月には「久御山町飼い犬等のふん害の防止に関する要綱」を制定し、特に犬のふん害の苦情の多い重点対策地域に対して時間帯にパトロールを行っています。

また、令和2年度から飼い猫や野良猫のみだりな繁殖・増加を抑制することを目的に避妊又は去勢の手術費用の一部を補助しています。

●犬の登録・狂犬病予防注射等受付件数

| 業務内容 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 登録 | 登録申請数 | 165 | 214 | 139 | 108 | 110 |
| | 登録頭数累計 | 981 | 1048 | 1004 | 993 | 954 |
| 届出 | 犬の死亡頭数 | 62 | 62 | 99 | 83 | 63 |
| | 転入頭数 | 40 | 84 | 66 | 94 | 67 |
| | 転出頭数 | 101 | 169 | 150 | 130 | 119 |
| 予防注射 | 集合注射頭数 | 201 | 195 | 184 | 160 | 143 |
| | 開業医 | 349 | 346 | 334 | 350 | 344 |
| | 実施 | その他 | 168 | 222 | 164 | 169 |
| | 合計 | 718 | 763 | 682 | 679 | 670 |

●飼い猫・野良猫の避妊又は去勢手術等補助件数

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 補助申請件数 | 20 | 20 | 22 | 24 | 24 |

2 空き地の雑草除去

「久御山町あき地の雑草除去要綱」に基づき、毎年7月及び9月にあき地の雑草等の調査確認を行い、雑草等が繁茂している空き地については、その所有者等に対して協力要請することによって、住民の健康と快適な生活環境の維持を図っています。

●雑草除去要請件数状況

| | 令和2元年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 雑草除去要請件数 | 15 | 19 | 14 | 18 | 18 |

3 害虫駆除対策

令和元年度より久御山町では、住民生活の安全・安心を守り、快適な生活環境の保持を図るため、蜂駆除のために防護服と薬剤等の貸出をしています。また、平成29年度よりスズメバチの巣の駆除について駆除費用の一部を補助しています。

●防護服と薬剤の貸出状況

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 防護服貸出件数(着数) | 2 (2) | 5 (5) | 4 (4) | 6 (6) | 11 (11) |
| 薬剤貸出件数(本数) | 5 (5) | 14 (16) | 14 (23) | 18 (26) | 20 (34) |

●スズメバチ駆除費補助金申請状況

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 申請件数 | 5 | 5 | 4 | 7 | 3 |

4 雨水貯留施設設置事業

平成28年度より久御山町では、近年、頻発する短時間豪雨による浸水被害の軽減や雨水の利活用による環境負荷の低減を目的に、京都府と連携して雨水貯留施設(雨水タンク)の設置費用の一部を補助する制度を設けています。

雨水タンクに貯まった水は、庭木などへ散水することで、限りある水資源を有効に活用できるだけでなく、災害時の生活用水としての利用も可能です。

●雨水貯留施設設置費補助金申請状況

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 申請件数 | 6 | 4 | 2 | 1 | 6 |

5 京都の自然200選久御山町選定一覧

「京都の自然200選」とは、京都府が平成2年7月に「京都府緑と文化の基金」として優れた自然環境及び文化遺産などの貴重な歴史的環境を保全するとともに、府民と自然とのふれあいの場の創出や環境保全の意識の高揚を図り、豊かな京都を将来の府民に引き継ぐことを目的に設置したものです。

「京都の自然200選」は、この基金事業の一環として優れた京都の自然の中から次代に伝えたいもの200選を選定したもので、「植物部門」、「動物部門」、「地形・地質部門」、「歴史的自然環境部門」の4つの部門があります。

●雙栗神社のクスノキ(佐山)/植物部門

平成3年6月14日選定

重要文化財として知られる雙栗神社の神木として古くから伝わるクスノキです。

根本に稻荷社が祭られており、地域住民の信仰を集めています。この地域は、低地にあって洪水常襲地であることから比較的の巨木が少なく大切に保護されています。

●野鳥(コミミズク・ケリ等)の生息する巨椋池干拓地(東一口)/動物部門

平成4年9月29日選定

巨椋池干拓地は、コミニズクの局地的な生息地として有数の地域であり、また密度の高いケリの繁殖地として知られるなど貴重な自然が残された地域です。

●前川堤の桜並木(東一口)/歴史的自然環境部門

平成7年3月27日選定

東一口は、巨椋池の水の流出口である池の南西に位置する堤防に帯状に形成された漁業集落でした。巨椋池干拓後、前川(巨椋池排水幹線)堤の両岸に植樹された200本余りの桜並木は、満開時の景観は見事であり、地域の人々の憩いの場として親しまれています。

●上津屋の渡し跡(上津屋橋周辺)/歴史的自然環境部門

平成7年3月27日選定

山城地域を貫流する木津川には、明治時代まで各地に渡しが所在し、交通や流通の中継地点として利用されてきました。八幡市と久御山町に架かる上津屋橋(流れ橋)から数百メートル上流付近は川の両岸の上津屋村を結ぶ渡し舟が往来していたもので、現在周辺は葦原や砂浜、竹林等があり野鳥の生息地として身近な自然環境を保っています。

第8章 地球温暖化防止

1 久御山クールドミノ戦略

町では、2001年度に「久御山セービング〈節約〉プラン」、2006年度に「久御山セービング<節約>プラン第2期計画」、2011年度に「久御山セービングプラン第3期計画」、2016年度に「久御山セービングプラン第4期計画」、2021年度に「久御山クールドミノ戦略（久御山町地球温暖化対策実行計画 事務事業編）第5期計画」を策定し、町の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。第5期計画では、国が目標とする2030年度における長期目標を反映しつつ、第5期計画の最終年度である2026年度において達成すべき中期目標を設定しています。

今後も、地球温暖化防止のためクールビズやウォームビズなどに取り組んでいます。

◆久御山クールドミノ戦略（久御山町地球温暖化対策実行計画 事務事業編）第5期計画

①計画期間

2022年度から2026年度までの5年間

②対象の範囲

本町の行政組織及び役場庁舎、その他関連施設等の事務及び事業

③温室効果ガス総排出量削減中期目標

| | |
|-----------------|------------------------|
| 2013年度総排出量（基準年） | 2,714t-CO ₂ |
| 2013年度基準値比 | 38.6%以上削減 |
| 2026年度総排出量 | 1,667t-CO ₂ |

●温室効果ガス総排出量推移

| 温室効果ガス内訳 | | 二酸化炭素換算排出量(t-CO ₂) | | | | |
|--------------|------------------|--------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和2(2020)年度 | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 |
| 二酸化炭素 | CO ₂ | 1,916.61 | 1,847.89 | 1,914.88 | 2026.13 | 2201.55 |
| メタン | CH ₄ | 0.05 | 0.05 | 6.81 | 7.62 | 8.44 |
| 一酸化二窒素 | N ₂ O | 3.44 | 1.22 | 2.23 | 2.32 | 2.10 |
| ハイトロフルオロカーボン | HFC | 0.94 | 1.87 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 総計【外郭団体含む】 | | 1,921.04 | 1,851.03 | 1,923.92 | 2036.07 | 2212.49 |
| 中期目標値 | | | 1,667 | | | |

●エネルギー使用量推移

| エネルギーの内訳 | 令和2(2020)年度 | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 電気使用量 (kwh) | 3,846,963 | 3,682,338 | 3,844,965 | 3,934,053 | 4,020,357 |
| 都市ガス (m ³) | 181,977 | 186,079 | 179,778 | 198,557 | 207,971 |
| 液化石油ガス (kg) | 24,980 | 22,277 | 12,648 | 11,883 | 11,660 |
| 灯油 (L) | 5,242 | 840 | 830 | 704 | 791 |
| A重油 (L) | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ガソリン (L) | 12,114 | 13,057 | 15,241 | 15,230 | 15,605 |
| 軽油 (L) | 11,534 | 11,976 | 12,934 | 12,765 | 12,624 |
| 圧縮天然ガス (m ³) | 991 | 938 | 983 | 945 | 346 |

2 久御山町環境基本計画

本町の環境行政のあるべき姿や方向性を明確化し、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る環境政策マスタープランとして「久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）」を策定しました。また、本計画に基づき、住民・事業者・関係団体等と共に脱炭素に取り組むことで、経済的な収益を生む脱炭素活動の展開や環境分野にとどまらない多様な事業との連携による地域課題の解決、持続可能な地域循環共生型の暮らしの確立、そして、これらを実現するため、住民・事業者・関係団体等の共通理解と行動変容のもと、各主体が一体となって「環境都市くみやま」を創り上げていくための計画と位置づけています。

◆久御山町環境基本計画（久御山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」含む）

①計画期間

2023年度から2030年度までの8年間

②計画の対象

本計画で取り組む環境の対象は、自然環境、社会経済環境、生活環境、地球環境とします。

| 区分 | | 対象 |
|------|--------|---|
| 地球環境 | 自然環境 | 緑地・河川の保全、生物多様性（動・植物）、外来種、景観、公園 等 |
| | 社会経済環境 | 住民及び事業者活動における環境負荷の軽減、環境・経済・社会の自律的循環による統合的向上、諸課題の同時解決 等 |
| | 生活環境 | 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、振動、土壤汚染、地盤沈下、交通、循環型社会、不法投棄、廃棄物処理、リサイクル、食品ロス、歴史・文化遺産 等 |
| | | 地球温暖化、省エネルギー・再生可能エネルギー、気候変動への適応 等 |

③地球温暖化対策実行計画（区域施策編）基本目標

＜久御山町内におけるCO₂排出量実質ゼロを目指します＞

■省エネルギーの推進

■再生可能エネルギー等の導入

■産業部門・運輸部門における脱炭素の推進

■エネルギーの地産地消等、持続可能なまちづくりの推進

④地球温暖化対策実行計画（区域施策編）目標指標

＜令和12（2030）年度までに、町域からのCO₂排出量を46%削減します＞

■目標 基準年度比 46%削減 167千トン-CO₂

■基準年 平成25（2013）年度 310千トン-CO₂

3 住宅用太陽光発電・蓄電設備設置費補助金制度

久御山町では、住宅におけるエネルギーの自立化を図り、地球温暖化の防止及び各家庭での再生可能エネルギーの利用普及を目的として補助金を交付しています。町内に住所を有し自ら居住する住宅に太陽光発電・蓄電設備を同時設置した個人又は太陽光発電・蓄電設備及び住宅用高効率給湯器又は住宅用コージェネレーションシステムを同時設置した個人が対象です。

●家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金（従来制度）申請状況

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 申請件数 | 3 | 3 | 3 | 3 |

※ なお、令和6年度に新たに「久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT型売電不可）

導入事業費補助金交付要綱」を制定し、非FIT型設備（発電量の30%以上を自家消費し、固定価格買取制度（FIT）による売電不可）の設備を導入された方に対しては、より有利な補助金制度の運用を開始しました。

| | | 令和6年度 | |
|------------------|------------------|-------|---|
| 申 請 件 数 | F I T型 (従来制度) | a+b | 2 |
| | | a+b+c | 0 |
| | | a+b+d | 0 |
| | 非FIT型 (新制度) | a+b | 0 |
| | | a+b+c | 0 |
| | | a+b+d | 0 |

a 太陽光発電

b 蓄電設備

c 高効率給湯器

d コージェネレーションシステム

第9章 ごみ処理

本町の清掃事業は、令和3年に策定した長期的・計画的なごみ処理の基本方針である「久御山町第2次ごみ処理基本計画」（令和3年3月）や年度ごとに策定する「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、可燃ごみは直営と委託により週2回、不燃ごみは委託により週1回、プラマーク製品は直営と委託により週1回収集し、いずれも近隣自治体の3市3町で構成する城南衛生管理組合において処理しています。

また、ごみの減量化・再資源化対策として、令和3年10月から小型充電式電池の拠点回収を開始し、地域の団体等による古紙等の回収に対する補助制度を設けているほか、使用済みてんぷら油の回収や使用済小型家電の拠点回収にも取り組んでいます。

●城南衛生管理組合処理施設一覧

| | | | |
|-------|---|------|-------------------|
| 焼却施設 | 1 | 施設名 | クリーン21長谷山 |
| | | 所在地 | 京都府城陽市富野長谷山1-270 |
| | | 形式 | 全連続燃焼式 |
| | | 基準能力 | 240トン/日 |
| | 2 | 施設名 | クリーンパーク折居 |
| | | 所在地 | 京都府宇治市宇治折居18 |
| | | 形式 | 全連続燃焼式 |
| | | 基準能力 | 115トン/日 |
| | 3 | 施設名 | 小動物焼却施設 |
| | | 所在地 | 京都府城陽市富野長谷山1-270 |
| | | 形式 | 台車付直上再燃焼式 |
| | | 基準能力 | 100kg/2時間稼働（最大） |
| 破碎施設 | 1 | 施設名 | リサイクルセンター長谷山 |
| | | 所在地 | 京都府城陽市富野長谷山 1-270 |
| | | 形式 | 二軸低速回転式・堅型高速回転式 |
| | | 基準能力 | 60 トン/日（5 時間稼働） |
| 資源化施設 | 1 | 施設名 | エコ・ポート長谷山 |
| | | 所在地 | 京都府城陽市富野長谷山1-270 |
| | | 基準能力 | 46トン/日（5時間稼働） |
| | 2 | 施設名 | リサイクルセンター長谷山 |
| | | 所在地 | 京都府城陽市富野長谷山 1-270 |
| | | 基準能力 | 17 トン/日（5 時間稼働） |
| 埋立処分場 | 1 | 施設名 | グリーンヒル三郷山 |
| | | 所在地 | 京都府久世郡久御山町佐古梶石1-3 |
| | | 埋立方法 | サンドイッチ工法 |
| | | 処理能力 | 100立法メートル/日 |

●収集区分

| 種類 | | 収集運搬 | 収集回数 | 収集の方法 | 中間処理等 | 最終処分 |
|---------|---------------------------|--------------|--------|----------------|---------------------------|---|
| 家庭系ごみ | 可燃ごみ | 久御山町 委託業者 | 2回/週 | ステーション方式 | クリーンパーク折居 | 大阪湾フェニックスセンター グリーンヒル三郷山 |
| | 不燃ごみ | 委託業者 | 1回/週 | | リサイクルセンター長谷山 | 大阪湾フェニックスセンター |
| | 粗大ごみ | 久御山町 | 有料戸別方式 | グリーンヒル三郷山 | 宇治廃棄物処理公社 グリーンヒル三郷山 | |
| 事業系ごみ | 可燃ごみ | 排出者 許可業者 | 随時 | 事業所別収集 自己搬入 | クリーン21長谷山 | 大阪湾フェニックスセンター |
| | 不燃ごみ | | | | リサイクルセンター長谷山 グリーンヒル三郷山 | 大阪湾フェニックスセンター 宇治廃棄物処理公社 グリーンヒル三郷山 |
| 容器包装廃棄物 | 缶類 | 委託業者 | 2回/月 | ステーション方式 | エコ・ボート長谷山 | 売却、指定法人 |
| | びん類 | | | | | |
| | 紙パック | 久御山町 | | | | |
| | ペットボトル | 委託業者 | | | リサイクルセンター長谷山 | 指定法人へ 再資源化委託 |
| | プラマーク製品 | 委託業者 | 1回/週 | | | |
| 資源ごみ | 剪定枝 | 久御山町 | 随時 | 有料戸別方式 | 奥山埋立処分地 | 住民・農家配布、堆肥化 |
| | 排出者 | 随時 | 自己搬入 | | | |
| | 古紙・古布類 | 各種団体 | 随時 | 回収業者 | 古紙再生業者 | |
| | 廃乾電池 | 久御山町 委託業者 | 2回/週 | ステーション方式 | リサイクルセンター長谷山 (保管のみ) | 業者へ再資源化委託 |
| | 魚アラ | 指定業者 | | 事業所別収集 | 京都市魚アラ中継施設 | |
| | 家庭系 パソコン (小型家電未回収分) | 排出者 | 随時 | 自己搬入 | 認定事業者 | |
| | 廃家電 家電 4品目 | 久御山町 排出者 | | 有料戸別方式 自己搬入 | 再商品化等処理施設 | |
| | 小型家電 回収分 | 久御山町 | | 拠点回収 | 認定事業者 | |
| 廃食油 | | 委託業者 | 1回/月 | 拠点回収 | 再生燃料精製施設 | |
| 廃蛍光管 | | 久御山町 委託業者 | 2回/週 | ステーション方式 | リサイクルセンター長谷山 (保管のみ) | 業者へ再資源化委託 |
| 小動物廃棄物 | | 久御山町 | 随時 | 有料戸別方式 | 小動物焼却炉 | グリーンヒル三郷山 |

●家庭系可燃ごみ及び不燃ごみ収集実績

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 収集対象人口(人) | | 15,784 | 15,571 | 15,521 | 15,422 | 15,212 |
| 年間排出量 (t) | 可燃物 | 2,972.92 | 2,894.22 | 2,818.18 | 2,699.37 | 2,533.72 |
| | 不燃物 | 655.32 | 566.15 | 513.08 | 704.66 | 451.97 |
| 1日当たり排出量(t) | 可燃物 | 8.14 | 7.93 | 7.72 | 7.38 | 6.94 |
| | 不燃物 | 1.80 | 1.55 | 1.41 | 1.93 | 1.24 |
| 1人1日当たり排出量(g) | 可燃物 | 516 | 509 | 497 | 478 | 456 |
| | 不燃物 | 114 | 100 | 91 | 125 | 81 |
| 清掃車両保有台数(台) | | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

(注) 1. 人口は10月1日現在、住民基本台帳人口(外国人登録人口を含む)

●容器包装廃棄物及び剪定枝収集実績

単位:t

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 缶 | 37.03 | 34.29 | 32.45 | 26.07 | 20.78 |
| ビン | 76.73 | 73.69 | 70.84 | 68.07 | 61.30 |
| ペットボトル | 55.53 | 57.80 | 55.85 | 53.66 | 52.42 |
| 紙パック | 3.62 | 3.39 | 3.19 | 3.07 | 2.83 |
| プラスチック製容器包装 | 132.44 | 128.10 | 125.36 | 110.49 | 119.31 |
| 剪定枝 | 0.74 | 0.12 | 0.25 | 1.57 | 0.48 |
| ペットボトルキャップ | 0.32 | 0.33 | 0.34 | 0.30 | 0.37 |
| 合計 | 306.41 | 297.72 | 288.28 | 263.26 | 257.49 |

●自己搬入廃棄物搬入実績

単位:t

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 土砂等 | 0 | 0.41 | 0.00 | 0.00 | 0.09 |
| 不燃ごみ | 40.91 | 19.44 | 18.53 | 19.26 | 22.42 |
| 可燃ごみ | 2,945.71 | 2,993.02 | 2,982.50 | 2,818.12 | 2,672.84 |
| 剪定枝 | 51.67 | 90.05 | 13.27 | 62.06 | 13.63 |
| 合計 | 3,038.29 | 3,102.92 | 3,014.30 | 2,899.44 | 2,708.98 |

●その他廃棄物搬入実績

単位:kg

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 小動物死体 | 611.1 | 679.0 | 519.0 | 488.0 | 535.0 |
| 廃乾電池 | 3,860 | 3,290 | 2,910 | 2,970 | 3,100 |
| 魚腸骨 | 104,700 | 95,340 | 88,590 | 96,390 | 55,980 |

●廃家電の処理台数

1) 廃家電引取り依頼分（ア）

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| エアコン | 3 | 10 | 6 | 2 | 1 |
| テレビ | 21 | 11 | 13 | 20 | 14 |
| 冷蔵庫・冷凍庫 | 14 | 18 | 25 | 19 | 9 |
| 洗濯機・衣類乾燥機 | 17 | 19 | 15 | 13 | 9 |
| 合計 | 55 | 58 | 59 | 54 | 33 |

2) 廃家電不法投棄分（イ）

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| エアコン | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| テレビ | 15 | 12 | 10 | 2 | 1 |
| 冷蔵庫・冷凍庫 | 5 | 7 | 2 | 1 | 0 |
| 洗濯機・衣類乾燥機 | 3 | 3 | 0 | 2 | 2 |
| 合計 | 23 | 22 | 12 | 5 | 4 |

3) 指定引取場所への搬入台数（ア）+（イ）

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| エアコン | 3 | 10 | 6 | 2 | 2 |
| テレビ | 36 | 23 | 23 | 22 | 15 |
| 冷蔵庫・冷凍庫 | 19 | 25 | 27 | 20 | 9 |
| 洗濯機・衣類乾燥機 | 20 | 22 | 15 | 15 | 11 |
| 合計 | 78 | 80 | 71 | 59 | 37 |

●使用済小型家電の回収重量

単位：kg

| 回収量 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1,700 | 2,880 | 1,980 | 2,900 | 2,680 |

●小型充電式電池の回収重量 単位：kg

| 回収量 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| | 30.28 | 86.64 | 88.41 | 54.64 |

1 再生資源集団回収補助事業

地域団体による再生資源の集団回収の推進を図り、ごみの減量化及び資源の有効利用を目的として、平成6年4月1日より再生資源集団回収事業補助事業を実施しています。

補助対象品目は新聞・雑誌・段ボール・ウエス(繊維類)で、自治会・子供会・PTA等、営業を目的としない団体が定期的かつ継続的に資源回収業者に引き渡したごみとしています。

また、補助金の額は、1kg当たり5円となっています。

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 新聞 (kg) | 199,390 | 200,800 | 220,260 | 172,450 | 152,800 |
| 雑誌 (kg) | 84,150 | 85,790 | 92,610 | 80,400 | 78,690 |
| 段ボール (kg) | 67,380 | 69,360 | 76,870 | 65,960 | 63,280 |
| ウエス (kg) | 15,670 | 20,030 | 19,220 | 18,490 | 17,300 |
| その他 (kg) | 250 | 270 | 2,030 | 1,430 | 340 |
| 合計 (kg) | 366,840 | 376,250 | 410,990 | 338,730 | 312,410 |
| 補助金額 (円) | 1,834,200 | 1,881,250 | 2,054,950 | 1,693,650 | 1,562,050 |
| 実施団体数(団体) | 43 | 43 | 43 | 43 | 43 |

2 廃食用油回収事業

平成18年7月より使用済みてんぷら油等の植物性の食用油（廃食用油）を毎月1回、第2水曜日に回収しています。

廃食用油は食用油が入っていた容器等に入れ、自治会の公会堂等の一角に啓発のぼりとトレーを設置した指定回収場所を設け回収しています。また、役場分庁舎内には常設の回収場所を設けています。

回収した廃食用油は精製され、バイオディーゼル燃料として再生利用されます。

平成30年度よりこども園、小学校、中学校の給食室から排出されました廃食用油も回収しています。

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 廃食用油 (ℓ) | 5,051 | 4,672 | 4,143 | 4,192 | 4,179 |
| 回収拠点(箇所) | 35 | 36 | 36 | 36 | 36 |

3 食品ロス削減推進事業

食品ロス削減の取組の一つとして、ごみ減量を一層推進するとともに、経済・社会・環境に統合的に取り組む「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に寄与するため、令和3年度からフードドライブを実施しています。

フードドライブとは、ご家庭や企業などから余っている未開封のもので、常温で保存でき、賞味期限が一定期間以上残っている食品を持ち寄り、社会福祉団体やフードバンク事業者に提供する活動です。

| 実施結果 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|
| 個数 (個) | 245 | 315 | 192 | 946 |
| 重量 (kg) | 54.9 | 82.36 | 49.4 | 181.05 |
| 回数 | 1 | 2 | 2 | 9 |

第10章 し尿処理

し尿は、城南衛生管理組合が概ね20日間隔で収集し、同組合の施設で処理しています。また、浄化槽については同組合の公認業者が年1～2回清掃をおこない、汚泥を同組合の施設で処理しています。

●し尿排出量の推移

| 区分 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| し尿 | 汲み取り人口 (人) | 366 | 343 | 321 | 302 | 274 |
| | 年間排出量 (kℓ) | 682.71 | 616.73 | 636.62 | 601.16 | 621.53 |
| | 1日排出量 (kℓ) | 1.87 | 1.69 | 1.74 | 1.64 | 1.70 |
| | 1人1日排出量 (ℓ) | 5.11 | 4.93 | 5.43 | 5.44 | 6.2 |
| 浄化槽汚泥 (kℓ) | | 961.09 | 887.26 | 822.55 | 830.92 | 811.78 |

(注) 1. 人口は10月1日現在の世帯制、従量制の合計

◎し尿処理浄化槽設置状況

合併処理浄化槽は、生活雑排水とし尿を同時に処理する方式で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べて排水が水質に及ぼす負荷が少なく、水質汚濁を防止する大きな意義をもっています。

平成12年12月1日より、建築基準法に基づく構造基準の取り扱いの関係により、単独処理浄化槽の設置ができなくなり、京都府においても下水道処理区域等において認められていた単独処理浄化槽の設置もできなくなりました。

●浄化槽新規設置状況の推移

単位：基

| 人槽 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 5～9人 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 10～19人 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 20～29人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 30～39人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 40人～ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 |

第11章 環境用語の解説

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄と酸素が結合したもので、二酸化硫黄 (SO₂) 、三酸化硫黄 (SO₃) などがあり、大気汚染の原因の一つ。

一酸化炭素 (CO)

無色、無臭の有毒な气体。石炭、重油、ガソリンなどの燃料が不完全燃焼した場合に発生する。したがって、ばい煙の中にも、自動車の排気ガス中にも含まれ、大気を汚している。一酸化炭素に十分な酸素を与えて燃焼させると、無害の一酸化炭素となる。

陰イオン界面活性剤

親油基が陰イオンに荷電するタイプの界面活性剤をいう。各種石鹼やソープレスソープはこの種類に属する。また、各種工業にも使われ、使用した工場の排水中に混入して排出されるので、排水処理上考慮しなければならない。活性炭に吸着させて除去するか、消泡剤を加えて発泡を抑制する必要がある。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスで、地球温暖化の原因となる。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン (HFC) 、パーフルオロカーボン (PFC) 、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減の対象となっている。

温室効果ガス排出量

各温室効果ガスの物質ごとの排出量。排出量を算定しようとする期間における当該活動量に一単位当たりの活動に伴う温室効果ガス排出量（排出係数）を乗じて算出する。

各温室効果ガス排出量=活動量×排出係数

カドミウム (Cd)

亜鉛鉱物に伴って少量産出し、亜鉛冶金の副産物として得られる。毒性が問題になり、イタイイタイ病の病原と考えられている。水質汚濁防止法と大気汚染防止法施行令ではカドミウムとその化合物を有害物質に指定している。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

健康項目

人の健康の保護に関する環境基準の中の項目。

光化学オキシダント

大気中の炭化水素類や窒素酸化物等から光化学反応により生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他 の酸化性物質の総称。

光化学スモッグ

工場から排出される亜硫酸ガスは霧と接触して亜硫酸を経て硫酸となり、その微粒子が大気中に浮遊する。また、自動車の排気ガス中の一酸化窒素や炭化水素は太陽光線を受けてオキシダントとなり、空気中に漂う。このようにして光化学スモッグが発生すると推定されている。

全シアン (T-CN)

シアン化水素、シアン化ナトリウムなどのシアン化合物の総称。極めて強い毒性を持ち、金属精錬、メッキ工場等で使用される。

全窒素 (T-N)

河川、湖沼など富栄養化を示す指標の一つ。水中に含まれる窒素の全量をいい、人口の集中度が大きい地域の河川、湖沼が高い。

全磷 (T-P)

河川、湖沼など富栄養化を示す指標の一つ。水中に含まれる磷の全量をいい、人口の集中度が大きい地域の河川、湖沼が高い。

総水銀 (T-Hg)

常温で液体の唯一の金属。水俣病、第二水俣病は水銀の有機化合物であるメチル水銀が原因とされている。人体内に入ると神経系を侵し、手足のふるえ、言語障害、食欲不振、視力・聴力の減退の原因となる。

ダイオキシン

有機塩素化合物の一類。ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾーフラン及びコブラナーポリ塩化ビフェニルの3種類の化合物の総称で、222種もの異性体が存在する。

大腸菌群数

糞尿による水の汚染を表す指標。腸内に生存しているもののほか土中に生存しているものも含まれる。

炭化水素

炭素と水素からのみできている化合物の総称で光化学オキシダント生成の原因物質。ガソリンの中には炭化水素が多く含まれ、エンジン内で不完全燃焼すると、排気ガス中に炭化水素が含まれ著しい大気汚染を起こす。

窒素酸化物 (NOx)

窒素と酸素の化合物で亜酸化窒素 (N_2O) 、一酸化窒素 (NO) 、二酸化窒素 (NO_2) 、三酸化二窒素 (N_2O_3) 、五酸化二窒素 (N_2O_5) があり、普通ガス体で存在する。これらのガスは、化学工業におけるニトロ化、硝酸を使用する工業や表面処理工業などから発生するが、自動車の排気ガスにも含まれる。

デシベル (dB)

騒音、振動レベルの単位。

鉛 (Pb)

ガス管、蓄電池などに使われる。人体内に蓄積し、鉛中毒を起こす。大気汚染防止法令、排水基準を定める総理府令では、鉛及びその化合物をそれぞれ大気汚染と水質汚濁の有害物質と定め許容限度を規定している。

二酸化窒素 (NO₂)

赤褐色の気体で、亜硝酸ガスともいい毒性が強い。窒素酸化物の一つで一酸化窒素が空気中の酸素で酸化されると二酸化窒素となる。水には余り吸収されず、塩素ガスを注入したアルカリ液やさらし粉を加えた水に吸収されやすい。

二酸化鉛法

硫黄酸化物の一つである空気中の亜硫酸ガス (SO₂) を測定する方法の一つ。二酸化鉛 (PbO₂) を塗布した布を円筒に巻き付け、百葉箱中に入れて1カ月間放置すると、空気中のSO₂はPbO₂に作用してPbO₂を硫酸鉛 (PbSO₄) に変える。PbSO₄の硫酸を定量してSO₂濃度の指標とする。

砒素 (As)

金属光沢のある灰色の固体で銅鉱業の副産物として得られ、殺虫剤、顔料、染料などに使われる。砒素中毒になると高熱、全身発疹、食欲不振などの症状が現れる。

富栄養化

湖沼などに生活排水や工場排水から窒素や燐などの栄養塩類が増加すると、藻類やプランクトンが異常に発生すること。湖の富栄養化が進むと上水源としての適格性を欠く。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が10 μ m以下のもの。煤塵、粉塵などがこれに属する。

要請限度

規制地域内において、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合に、市町長が府公安委員会、道路管理者に交通規制、舗装、維持又は修繕等の措置をとるべきことを要請できる自動車騒音、道路交通振動の限度値のこと。

六価クロム (Cr⁶⁺)

金属メッキなどで用いられてきた毒性の強い化合物。これを含んだ水を多量に摂取し続けると肝臓、腎臓などが機能低下を引き起こし、嘔吐、腹痛、痙攣などを引き起こす。

BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の好気性微生物の増殖あるいは呼吸作用によって消費される溶存酸素量を表す指標。この値が高いほど水質の汚染度は高い。

COD (化学的酸素要求量)

排水中の有機物、亜硝酸塩、第一鉄塩、硫化物などは溶存酸素を消費し、水中生物の成育を阻害するので、これらによる酸素消費量を化学的に定量し、水質汚濁の指標とする。この値が小さいほど水質汚濁は小さい。

DO (水中の溶存酸素)

汚染度の高い水中には酸素の溶存がない。溶存酸素は、水の自浄作用や水中生物の生存に不可欠なものである。溶存酸素の量は、水温と水中の塩素イオン量によって変化する。

N-Hexan抽出物質（ノルマルヘキサン抽出物質）

ノルマルヘキサンは、各種の油脂、精油類を抽出する溶剤として使われる。排水中の鉛油、動植物油などの含有量を示す一つの指標である。

NH₄-N (アンモニア体窒素)

水質汚濁を示す指標の一つ。アンモニア体窒素が多くなるとBODが高く測定されることや浄水場での殺菌作用低下などの障害が生じる。

NO₂-N (亜硝酸体窒素)

水質汚濁を示す指標の一つで、無機体窒素のうち亜硝酸中の窒素。人が、高濃度の亜硝酸体窒素に汚染された水を飲むと、体内で亜硝酸体窒素が血液中のヘモグロビンと結合し、酸欠状態となる「メトヘモグロビン血症」の原因となる。

NO₃-N (硝酸体窒素)

水質汚濁を示す指標の一つで、無機体窒素のうち硝酸中の窒素。亜硝酸体窒素と合わせて地下水の人為的汚染の目安として用いられる。

PCB (ポリ塩化ビフェニル)

熱安定性、電気絶縁性に優れた物質で、変圧器油、コンデンサー油、ノンカーボン紙などに使われていた。難分解性で、生体に蓄積しやすく、皮膚障害、肝機能障害などを引き起こしたカネミ油症事件の原因となった。

PH (水素イオン濃度)

液体中の水素イオン濃度を表す記号。水素指数ともいい、中性の水ではPH7.0、これより数字が小さいと酸性、大きいとアルカリ性である。

PM2.5 (微小粒子状物質)

大気中に浮遊している2.5 μm (1 μmは1mmの千分の1) 以下の小さな粒子のことで、浮遊粒子状物質 (SPM:10 μm以下の粒子) より小さな粒子。非常に小さいため肺の奥まで入りやすく、呼吸系への影響に加え循環器系への影響が心配される。

ppm

parts per millionの略で百万分の1を表す記号。

SS (浮遊物質量)

水中の浮遊物質。水の濁りの原因となる。これが大きくなると魚が餌を求めるにくくなり、沈殿すると水生植物の成長を妨げ、砂中の魚類の卵の発育を阻害する。また、沈殿して層となったものがヘドロである。

TEQ（毒性等量）

毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位。異性体ごとに毒性の強さが異なっているため、各異性体の量に最も毒性が強い2, 3, 7, 8-TCDDの毒性を1として毒性の強さを換算する毒性等価係数(TEF)を乗じてそれぞれの毒性を算出し、足し合わせた値である。

参考資料（注：いずれも令和7年3月31日現在のものを掲載）

○久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例

○久御山町再生資源集団回収事業補助金交付要綱

○久御山町あき地の雑草除去要綱

○久御山町浄化槽の設置等に関する要綱

○久御山町飼い犬等のふん便の防止に関する要綱

○久御山町雨水貯留施設設置費補助金交付要綱

○久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電可）導入事業費補助金交付要綱

○久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電不可）導入事業費補助金交付要綱

○久御山町スズメバチ駆除費補助金交付要綱

○久御山町ごみ収集ボックス購入費補助金交付要綱

○久御山町飼い猫等避妊・去勢手術費等補助金交付要綱

○久御山町環境基本条例

○久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例

平成31年3月22日条例第3号

久御山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年久御山町条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、循環的な利用の促進及び適正な処理のために必要な事項を定めることにより、廃棄物の減量、循環型社会の形成、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、現在及び将来にわたり町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の例による。

（町の責務）

第3条 町は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用の促進その他のあらゆる施策を通じて、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 町は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔の保持に関する町民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、町民及び事業者の自主的な活動を支援し、効率的な活動の実施を図るために、情報提供、助成制度その他の必要な施策を講じるよう努めなければならない。

3 町は、再生品又は再使用の可能なものの積極的な利用及び再生利用の促進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の排出を抑制し、再使用及び再生利用を促進すること等により廃棄物の減量に努めるとともに、自らの責任において生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等を行う製品等について、再使用及び再生利用が行いやすいよう工夫するとともに、製品等の包装の簡素化に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に必要な措置並びに清潔の保持に関する町の施策に協力しなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、使い捨ての製品等の使用をできる限り抑制し、簡易包装された製品等の使用を図ることにより、廃棄物の減量に努めるとともに、再生品又は再使用可能な製品の使用及び長期使用を図ること等により、廃棄物の再生利用に努めなければならない。

- 2 町民は、再生利用が可能な廃棄物について、地域団体等が行う再生資源の回収に協力するとともに、町が行う分別収集等による廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔の保持に関する町の施策に協力しなければならない。
- 3 町民は、家庭から排出される廃棄物のごみ集積場を清潔に保つように努めなければならない。

(相互協力)

第6条 町、事業者及び町民は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔の保持の推進に当たっては、積極かつ相互に協力し、及び連携しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 町長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたとき、又はその計画を変更したときは、これを告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

第8条 町は、一般廃棄物処理計画に従って、町の区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

- 2 土地又は建物の占有者（占有者がいる場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内的一般廃棄物について、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し、保管すること等により、町が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 3 占有者は、その土地又は建物において発生した一般廃棄物について、自ら城南衛生管理組合の処理場に搬入する場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならない。
- 4 占有者は、有料により臨時に家庭系一般廃棄物の収集を町に委託しようとするときは、あらかじめ町長に申し出なければならない。

(排出規制)

第9条 占有者は、町が行う一般廃棄物の収集に際して、一般廃棄物のうち次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
- (2) 人の健康又は生活環境に有害な物質を含むもの
- (3) 引火性のあるもの等危険性のあるもの
- (4) 著しい悪臭を発するもの
- (5) 法第6条の3第1項の規定により指定を受けた一般廃棄物
- (6) 第12条第1項の規定により指定を受けた一般廃棄物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(事業者の自己処理の基準)

第10条 事業者は、自ら所有し、若しくは占有する土地又は建物において発生した一般廃棄物を自ら処理するときは、その一般廃棄物を法第6条の2第2項に定める基準（特別管理一般廃棄物については、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準）に準じて処理しなければならない。

2 町長は、事業活動により規則で定める多量の一般廃棄物を排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）に対し、法第6条の2第5項に定める指示を行うことができる。

3 事業者は、前項に規定する一般廃棄物を排出する場合には、あらかじめ破碎、圧縮その他の前処理に努めなければならない。

(多量排出事業者に対する勧告等)

第11条 町長は、前条第2項に定める指示に違反した者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 町長は、前項の勧告を受けた者が当該期限を過ぎても必要な措置を講じなかったときは、当該事実に関してその旨を公表することができる。

(適正処理困難物の指定)

第12条 町長は、法第6条の3第1項の規定に基づき環境大臣が指定したもの以外の一般廃棄物のうち、適正な処理が困難であると認められるものを、適正処理困難物に指定することができる。

2 町長は、前項の規定により指定をしたときは、これを告示しなければならない。

3 町長は、第1項で指定した適正処理困難物の製造、加工及び販売を行う事業者に対し、その適正処理困難物を自らの責任で回収すること等、適正に処理するために必要な協力を求めることができる。

(廃棄物の持去りの禁止等)

第13条 町及び町が法第6条の2第2項の規定により一般廃棄物の収集・運搬を委託した者以外の者は、一般廃棄物処理計画に定められたごみ集積場から町が収集する一般廃棄物として排出された資源物を持ち去ってはならない。

2 町長に再生資源利用実施団体届出書を提出した団体を構成する者又は再生資源利用実施団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、再生資源利用実施団体が再生資源集団回収を実施するために指定した場所に排出された資源物を持ち去ってはならない。

3 町長は、前2項に違反して資源物を持ち去った者に対し、これらの行為をしないよう勧告することができる。

4 町長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に意見を述べる機会を与えたうえで、その旨を公表することができる。

(清潔の保持)

第14条 占有者は、その土地又は建物にみだりに廃棄物が捨てられないように、適正な管理に努めなければならない。

2 占有者は、その土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない。

3 何人も、公園、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

4 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに町長へ届け出なければならない。

(収集、運搬及び処分手数料)

第15条 町長は、法第6条の2第1項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、別表第1に掲げる手数料を徴収する。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 町長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 前各項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(許可等の申請に対する審査手数料)

第16条 町長は、法第7条第1項若しくは第6項に規定する許可の申請又は法第7条第2項若しくは第7項に規定する更新の許

可の申請又は法第7条の2第1項に規定する変更の許可の申請に対する審査につき、別表第2に掲げる手数料を徴収する。

2 前項に規定する許可又は更新に係る許可書の再交付の申請に対する審査につき、別表第2に掲げる手数料を徴収する。

3 前2項の手数料は、当該申請の際に納入するものとし、既納の手数料は、還付しない。

(報告の徴収)

第17条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物を排出する事業者又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処

分を業とする者その他必要と認める者に対し、一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関し必要な報告を求めることができ

る。

(立入検査)

第18条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、収集、運搬若しくは処分を業とする者その他必要と認め

る者が占有し、所有し、又は管理する土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、必要な検査

等をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年9月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例第16条第1項及び第2項の規定による手数料の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第15条関係）

| 種別 | 取扱区分 | 手数料 |
|--|---|---|
| 家庭系一般廃棄物 | 占有者が臨時に収集、運搬及び処分を委託するとき | 100リットルまでごとに200円 |
| 犬・猫等の死体 | 飼い犬・猫又はこれに準ずるもの | 1頭につき1,000円 |
| ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）に係る特定家庭用機器廃棄物 | ウインド形エアコンディショナーに係る特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を委託するとき セパレート形エアコンディショナーに係る特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を委託するとき | 1個につき3,000円 室内ユニットと室外ユニット1組につき3,000円 |
| テレビジョン受信機（ブラウン管式のもの、液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの）に係る特定家庭用機器廃棄物 | 収集及び運搬を委託するとき | 1個につき3,000円 |
| 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る特定家庭用機器廃棄物 | 収集及び運搬を委託するとき | 1個につき3,000円 |
| 電気洗濯機及び衣類乾燥機に係る特定家庭用機器廃棄物 | 収集及び運搬を委託するとき | 1個につき3,000円 |

別表第2（第16条関係）

| 区分 | 手数料 |
|--|--------------|
| 法第7条第1項の規定による許可の申請に対する審査 | 1件当たり10,000円 |
| 法第7条第2項の規定による更新の許可の申請に対する審査 | 1件当たり10,000円 |
| 法第7条の2第1項の規定による変更（一般廃棄物収集運搬業許可に係る変更に限る。）の許可の申請に対する審査 | 1件当たり10,000円 |
| 法第7条第6項の規定による許可の申請に対する審査 | 1件当たり10,000円 |
| 法第7条第7項の許可の規定による更新の許可の申請に対する審査 | 1件当たり10,000円 |
| 法第7条の2第1項の規定による変更（一般廃棄物処分業許可に係る変更に限る。）の許可の申請に対する審査 | 1件当たり10,000円 |
| 前各項に規定する許可又はその更新に係る許可証の再交付の申請に対する審査 | 1件当たり5,000円 |

野焼きは法律で禁止されています！

- ◆屋外でごみを燃やすいわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「京都府環境を守り育てる条例」及び「悪臭防止法」で一部の例外を除き、禁止されています。
- ◆京都府山城北保健所、久御山町及び宇治警察署では、地域の環境保全のため、合同で監視パトロールを実施しています。
- ◆禁止されている野焼き行為を行い、中止の指示に従わない時、また、繰り返された時は、刑罰を科される場合があります。

●焼却禁止の例外行為について

原則禁止されている野焼きですが、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却行為やたき火など以下のような行為が例外として扱われます。

- ・国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

(風呂焚きや暖をとるための薪や木くずの焼却、バーベキュー、キャンプファイヤーなどが該当します。なお、一般家庭ごみを混ぜての焼却は禁止されています。)

ただし、例外として認められている焼却行為であるからといって、むやみに焼却してもよいということではありません。

あくまでも周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であることが前提となります。

●焼却行為を行う場合について

周辺地域の生活環境に影響が出ないよう、特に次の点に注意してください。

- ・水分を多く含む草木などはよく乾燥させること
- ・風向きや時間帯、一度に燃やす量を考えること
- ・燃やしたまま放置しないこと（焼却場所から離れないこと）

なお、近隣住民に迷惑がかかるなど生活環境等に影響が認められる場合は、速やかに消火してください。

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはいけません。

(法第16条の2：焼却の禁止)

公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

→罰則：5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、または両方が科せられる場合があります。また、法人等に対しては3億円以下の罰金が科せられる場合があります。

(法第25条、第32条)

京都府山城北保健所 TEL0774-21-2913（直通）

京都府宇治警察署 TEL0774-21-0110（代表）

久御山町産業・環境政策課 TEL075-631-9964（直通）

○久御山町再生資源集団回収事業補助金交付要綱

平成6年3月30日告示第13号

(目的)

第1条 この要綱は、地域団体による再生資源の集団回収の推進を図り、ごみの減量化及び資源の有効利用に資するため、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付し、ごみに対する認識を深めることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、営業を目的としない団体（以下「実施団体」という。）が、定期的かつ継続的に資源回収業者に引渡したごみ（紙類、繊維類）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額とする。

(届出)

第4条 実施団体は、久御山町再生資源利用実施団体届出書（様式第1号）により、町長に届出しなければならない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、久御山町再生資源利用補助金交付申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めた申請者に対し、久御山町再生資源集団回収事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年告示第38号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第9号）

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

古紙・古布は資源です！

～分別してリサイクルを～

古紙類は、大切な資源です。ごみとして捨ててしまわず、地域の集団回収に出し循環型社会の推進に御協力をお願いします。町では、非営利の団体がおこなう古紙・古布などの集団回収に対して補助を支給しています。団体の活動収入として、ぜひご検討ください。

地域で集団回収をおこなっていない状況があれば、集団回収を始めませんか。

対象となる資源 新聞紙・雑誌・ダンボール・古布・雑紙

対象となる団体 非営利活動の団体

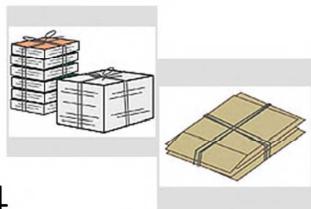
必 要 書 類 資源回収業者の仕切票等の写し、

補助金の振込先がわかるもの

補 助 金 額 1キロ当たり5円

申請・お問合せ 産業・環境政策課

電 話 075-631-9964



または0774-45-3914

○久御山町あき地の雑草除去要綱

昭和49年10月3日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、久御山町のあき地の雑草等を除去し、あき地を適正に管理することによって、町民の健康と快適な生活環境を保持し、犯罪及び火災の防止を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 現に人が使用していない土地をいう。
- (2) 雜草等 雜草、枯草若しくはこれに類するかん木類をいう。
- (3) 所有者等 あき地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(適用の範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める市街化区域とし、他に町長が必要と認めた区域においても適用する。

(常時監視及び指導)

第4条 町長は、あき地の雑草等の常時監視及び指導を行い、清潔で健康的な生活環境が阻害されないよう努めなければならぬ。

2 前項の常時監視及び指導は、次表の根拠条例等に基づき各担当課等で実施する。

| 根拠条例等 | 担当 |
|---------------------------------------|-------|
| 久御山町開発指導要綱（平成6年久御山町告示第27号） | 都市整備課 |
| 久御山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年久御山町告示第11号） | 環境保全課 |
| 久御山町火災予防条例（昭和37年久御山町告示第48号） | 消防本部 |

(雑草等の調査確認)

第5条 町長は、あき地の雑草等の調査確認は原則として年2回行うものとする。

2 前項の調査確認は毎年7月及び9月に行い担当課等は次のとおりとする。

産業課・都市整備課・環境保全課・消防本部

(あき地の所有者等に対する協力要請等)

第6条 町長は、あき地に雑草等が繁茂し、又は放置されているために清潔で健康的な生活環境が阻害されるおそれがあると判断したときは、当該あき地の所有者等に対して除草等の必要な対策を講ずるよう協力要請するものとする。

(市民よりの申出)

第7条 町民より、あき地が雑草等により生活環境が阻害されているとの申出を受けたときは、町長は申出内容により関係担当課において当該あき地の状態について調査を行い、所有者等に対し必要な対策を講ずるよう指導するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

附 則（昭和62年告示第5号）

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第35号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第19号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第43号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

○久御山町浄化槽の設置等に関する要綱

平成12年3月31日告示第46号

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、その他関係法令に定めるもののほか、浄化槽の基準等に関する必要な事項を定め、「京都府浄化槽の設置等に関する要綱」（以下「府要綱」という。）を定めている京都府と連携協力して取扱いの適正化及び手続の明瞭化を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、浄化槽法その他の関係法令の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽工事業者　浄化槽法第21条第1項若しくは第3項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者又は同法第33条第3項の届出をして浄化槽工事業を営む者をいう。

(2) 浄化槽法定検査　浄化槽法第7条及び第11条に規定する浄化槽の水質に関する検査をいう。

(処理対象人員の算定基準)

第3条 浄化槽の処理対象人員の算定については、別表第1のとおりとする。

(性能)

第4条 設置する浄化槽は、通常の使用状態において、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の性能を有するものとする。

(構造基準等)

第5条 設置する浄化槽の構造基準、保守点検、清掃又は使用を適正に行うための基準及び設置基準は、別表第2のとおりとする。

(浄化槽法に基づく届出等の手続)

第6条 浄化槽法に基づく届出又は報告を行おうとする者は、別表第3に掲げる届出又は報告の種類に応じ、同表に定める書類及び図書を同表に定める部数を作成し、久御山町長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第80号）

この要綱は、平成14年7月1日から適用する。

附 則（平成18年告示第10号）

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第28号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

浄化槽の処理対象人員算定は、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302—2000）」（以下「JIS」という。）によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げるとおり算定した人員をもって、処理対象人員とすることができるものとする。

(1) 農業集落排水事業実施要綱等に基づいて浄化槽を設置する場合　処理対象区域の特性を考慮した定住人口の推計値等に基づいて算定した人員

(2) 住宅団地の開発区域内に集中処理方式の浄化槽を設置する場合であって、当該住宅の建築計画が定まっていないとき
次の表により算定した人員

| 一区画の敷地面積 | 一区画当たりの処理対象人員 | |
|---|------------------|--------|
| | 第1種及び第2種低層住居専用地域 | その他の地域 |
| 100m ² 以下 | 5人 | 5人 |
| 100m ² 超150m ² 以下 | 5人 | 7人 |
| 150m ² 超 | 7人 | 7人 |

別表第2（第5条関係）

1 構造基準

設置する浄化槽は、その構造が次の各号に定める構造基準に適合するものとする。

(1) 電源は、浄化槽専用又は他の機器と共に漏電遮断器を設けたものとし、送風機は、接地工事を施すこと。

(2) 浄化槽のマンホールは、十分な耐力を有し、回転ロック式蓋等の設置など転落事故防止等の安全措置を講ずること。

(3) 浄化槽のマンホールの蓋は、地盤面から3ないし5センチメートル高くすること。

ただし、雨水等が浄化槽に流入しないための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(4) 工場生産の浄化槽は、原則として地下式とすること。

(5) 飲食店等のちゅう房施設にあっては、ちゅう房施設の排水口に油水分離装置を設けること。

(6) 処理対象人員が201人以上の浄化槽は、送風機及びポンプの故障等を示す警報装置を備えること。

また、管理者が常駐していない場合は、警報装置とともに、黄色のパトライトを備える等、速やかに故障を察知できる構造とすること。

2 現場打ちで設置する浄化槽又は既製コンクリート管を用いる浄化槽は、前項に定める基準のほか、次の各号に定める構造基

準に適合するものとする。

- (1) 各槽は一体の底盤に設置すること。
- (2) 処理対象人員が201人以上の浄化槽は、送風機の空気供給量を各散気管ごとに調節可能であること。

なお、水中送風機を使用する場合にあっては、槽内の水を排出可能であり、かつ、保守点検が容易な構造の専用槽に設置するか、又は搬出可能なものとすること。

- (3) 処理対象人員が201人以上の浄化槽の流量調整槽には、専用の送風機を設け、各送風機に予備送風機を備えること。
- (4) 処理対象人員が201人以上の浄化槽の各槽は、壁天端から50センチメートルの余裕高を有すること。

3 前2項の規定は、農業集落排水事業実施要綱（昭和58年、58構改第271号）等に基づき設置される浄化槽であって、建築基準法第31条第2項の規定により国土交通大臣の認定を受けた場合は、適用しないものとする。

2 保守点検、清掃又は使用を適正に行うための基準

設置する浄化槽は、設置後において保守点検、清掃又は使用を適正に行えるために次の各号の基準に適合するものとする。

- (1) 浄化槽の清掃等に使用できる給水栓を設けること。
- (2) 浄化槽又は浄化槽に係る機械室等の見やすい場所に、その浄化槽の製者、製造年月日、処理対象人員（人槽）、容量及び型式を破損しにくい方法で掲示すること。
- (3) 浄化槽の使用に伴う振動による騒音を防止するため、送風機に防振ゴムをはめ込む等、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 浄化槽の使用に伴う悪臭を防止するため、上屋を設ける等、必要に応じて適切な措置を講ずること。

3 設置基準

設置する浄化槽は、次の各号に定める設置基準に適合するものとする。

- (1) 浄化槽で処理した水が環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。
- (2) 建築基準法において道路とみなされた場所に設置しないこと。
- (3) 浄化槽は、同一の敷地においては1施設とすること。ただし、地形又は建築物の構造等によりやむを得ない場合には、この限りでない。
- (4) 公共井戸取締条例（昭和24年京都府条例第14号）に基づく公共井戸との距離は、原則として3.5メートル以上すること。

別表第3（第6条関係）

| 届出又は報告の種類 | 書類及び図書 | 部数 |
|---|---|--------------|
| 1 浄化槽法（以下この表において「法」という。）第5条に規定する浄化槽の設置の届出 | (1) 浄化槽設置届出書（様式第1号） (2) 浄化槽法定検査について、指定検査機関の検査実施の承諾を得たことを証する書面 (3) 浄化槽処理対象人員算定書（様式第3号） (4) 建物平面図 (5) 付近見取図 (6) 配置図（建築物、浄化槽、放流経路及び道路の位置を明示したもの） (7) 敷地区画割図（団地の場合に限る。） (8) 浄化槽構造図（浄化槽法に基づく型式認定及び建築基準法に基づく型式適合認定を受けた浄化槽にあっては、当該認定書の写しを含む。） (9) 浄化槽構造強度計算書（コンクリート製浄化槽に限る。） (10) その他、町長が必要と認める書類 | 正本2部 副本1部 |
| 2 法第5条に規定する浄化槽の構造又は規模の変更の届出 | (1) 浄化槽変更届出書（様式第2号） (2) 1の項に掲げる書類及び図書のうち、当該浄化槽を設置するときに提出した浄化槽設置届出書又は建築確認申請書に添付した書類及び図書とその内容が異なる書類及び図書 | 正本2部 副本1部 |
| 3 法第10条の2第1項に規定する報告 | (1) 浄化槽使用開始報告書（様式第4号） (2) 技術管理者が法第10条第2項に規定する資格を有することを証する書類（処理対象人員が501人以上の浄化槽に限る。） (3) 当該浄化槽に係る保守点検に関する契約書の写し及び清掃に関する契約書の写し | 正本1部 副本1部 |
| 4 法第10条の2第2項に規定する浄化槽技術管理者の変更の報告 | (1) 技術管理者変更報告書（様式第5号） (2) 技術管理者が法第10条第2項に規定する資格有することを証する書類 | 正本1部 副本1部 |
| 5 法第10条の2第3項に規定する浄化槽管理者の変更の報告 | 浄化槽管理者変更報告書（様式第6号） | 正本1部 副本1部 |

| | | |
|--------------------------------|-------------------|------|
| 6 法第11条の2第1項に規定する浄化槽の 休止の届出 | 浄化槽使用休止届出書（様式第7号） | 正本1部 |
| 7 法第11条の2第2項に規定する浄化槽の 再開の届出 | 浄化槽使用再開届出書（様式第8号） | 正本1部 |
| 8 法第11条の3に規定する浄化槽の廃止の 届出 | 浄化槽使用廃止届出書（様式第9号） | 正本1部 |

○久御山町飼い犬等のふん害の防止に関する要綱

平成19年9月21日告示第108号

(目的)

第1条 この要綱は、飼い犬等のふん害の防止に関し、飼い主のモラル向上等に必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全と地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。
- (2) ふん害 飼い犬等のふん若しくは尿により道路、河川、公園、学校その他の公共の場所又は他人の土地、建物等(以下「公共の場所等」という。)を汚すことをいう。
- (3) 飼い主 飼い犬等の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(町の啓発)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、飼い犬等のふん害防止の啓発に関する施策を実施するものとする。

(飼い主の協力)

第4条 飼い主は、飼い犬等のふん害の防止及び自身のモラル向上に努めるとともに、町が行う施策に協力するものとする。

2 飼い主は、公共の場所等において、飼い犬等を移動させるとときは、飼い犬等のふんを処理するための用具を携行するものとする。

3 飼い主は、飼い犬等のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該飼い犬等のふんを直ちに回収するものとする。

(住民の協力)

第5条 住民は、飼い犬等のふん害を生じさせた者又はそのおそれのある者に対して、原状回復又は未然防止のため、必要な限度において注意又は助言をすることができる。

2 前項の注意又は助言を受けた者は、その内容に配慮し、この要綱の目的達成のため、必要な措置を講じるものとする。

(指導等)

第6条 町長は、飼い主が第4条第2項又は第3項に違反していると認めたときは、当該飼い主に対して、必要な措置を講じよう指導することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

○久御山町雨水貯留施設設置費補助金交付要綱

平成28年3月28日告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水利用による防災意識の向上及び環境意識の向上を図るため、雨水貯留施設を設置する者に対し、予算の範囲内で雨水貯留施設設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、雨水貯留施設とは、建物の屋根に降った雨水を貯留する貯留槽及びその附属設備をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 町内に建物を所有する者又は当該所有者から雨水貯留施設の設置につき同意を得た使用者で、当該建物に雨水貯留施設（国及び他の地方公共団体が設置する雨水貯留施設を除く。）を設置し、自ら使用する者であること。
- (2) 町税の滞納がない者であること。
- (3) 久御山町暴力団排除条例（平成25年久御山町条例第15号）第2条第4号に掲げる暴力団員等及び同条第5号に掲げる暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付対象となる雨水貯留施設は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 一般に市販されており、貯水容量が100リットル以上で密閉式のものであること。
- (2) 新たに購入し、設置したものであること。
- (3) 展示又は売買（建物と一体として売買する場合も含む。）の用に供するために設置したものでないこと。

(事前相談)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留施設の設置前に、当該設置に関する相談を行わなければならない。

2 町長は、前項の相談があった場合、この補助制度の趣旨及び補助金についての説明を行うものとする。

(補助対象基数)

第6条 補助金の交付対象となる雨水貯留施設の基数は、建物1棟につき1基とする。ただし、同一の申請者からは1年度につき1基を限度とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、雨水貯留施設の購入に要する費用の額（設置及び運搬に要する費用並びにその他手数料等の額を除く。）の4分の3に相当する額とし、45,000円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第8条 申請者は、久御山町雨水貯留施設設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 雨水貯留施設の設置箇所を示した図面
- (2) 雨水貯留施設の貯留容量等が確認できる書類
- (3) 雨水貯留施設の設置に係る領収書及び明細書
- (4) 雨水貯留施設の設置後の写真
- (5) 建物所有者の同意書（建物の所有者が申請者と異なる場合に限る。）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては久御山町雨水貯留施設設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、交付しないと決定した者に対しては久御山町雨水貯留施設設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、遅滞なく久御山町雨水貯留施設設置費補助金交付請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の請求書を受理したときは、補助対象者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の趣旨に反して雨水貯留施設を使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供したとき。ただし、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りでない。
- (3) その他この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(調査及び指導)

第14条 町長は、補助金の交付に関する事務を適正に執行するため、補助金の交付に係る雨水貯留施設の設置及び管理の状況について調査し、指導することができる。

(協力)

第15条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて雨水貯留施設の使用状況に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

(管理義務)

第16条 補助金の交付を受けた者は、設置した雨水貯留施設を常に良好な状況で管理し、雨水の有効利用に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた者は、設置した雨水貯留施設をこの要綱の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の日から5年を経過した後はこの限りでない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

雨水タンクを設置しませんか？

雨水貯留施設設置費補助金交付制度のご案内

久御山町では、近年、頻発する短時間豪雨による浸水被害の軽減や雨水の利活用による環境負荷の低減を目的に、京都府と連携して雨水貯留施設（雨水タンク）の設置費用の一部を補助する制度を設けています。

手続きは、町へ申請いただくと京都府の補助金も併せて受け取ることができます。雨水タンクに貯まった水は、庭木などへ散水することで、限りある水資源を有効に活用できるだけでなく、災害時の生活用水としての利用も可能です。

1. 補助対象者

所有または使用する町内の建物に、貯水容量100t以上の雨水貯留施設を新たに設置される方（屋根に降った雨を貯留する密閉式のものに限る）

2. 補助金額

雨水貯留施設設置費（雨水タンク+附属設備）の3/4（千円未満切り捨て）
※上限45,000円

| 自己負担 | 町補助 | 府補助 |
|------|-----|-----|
| 1/4 | 1/2 | 1/4 |

（例）設置費4万円の場合

補助金：4万円×3/4=3万円

自己負担金：4万円-3万円=1万円

3. 手続きの流れ



必ず事前相談をしてください。
事前相談がないと補助の対象になりません。



問い合わせ：久御山町役場 産業・環境政策課 Tel:075-631-9964・0774-45-3914

○久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電可）導入事業費補助金交付要綱

令和6年11月14日告示第113号

久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱（平成28年久御山町告示第91号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、住宅におけるエネルギーの自立化を図り、地球温暖化の防止及び各家庭での再生可能エネルギーの利用普及を促進することを目的として、町内に自らが居住する住宅において、住宅用太陽光発電設備（以下「太陽光発電」という。）及び住宅用蓄電設備（以下「蓄電設備」という。）を同時に設置した者又は太陽光発電、蓄電設備及び住宅用高効率給湯機器（以下「高効率給湯機器」という。）又は住宅用コーチェネレーションシステム（以下「コーチェネレーションシステム」という。）を同時に設置した者に対して、久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電可）導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋をいう。ただし、店舗、事業所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されているものに限る。
- (2) 太陽光発電 太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びその附属設備で、電力会社と系統連系するものをいう。
- (3) 蓄電設備 太陽光発電と常時接続し、電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される設備で、電力を供給するため設置するものをいう。
- (4) PPA 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備を設置した者と電気を購入する者が締結する当該再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した同法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気を購入する契約をいう。
- (5) FIT売電 再生可能エネルギー電気を再エネ特措法第2条の2第1項に規定する市場取引等により供給すること又は同法第2条第5項に規定する特定契約により同条第4項に規定する電気事業者に対し供給することをいう。
- (6) 高効率給湯機器 ヒートポンプを用いて少ない電力で湯を供給する給湯機器、少ないガスの消費で湯を供給する給湯機器又はいずれの機能も備える給湯機器で、従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができるものをいう。
- (7) コーチェネレーションシステム 天然ガス、LPG等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する装置又は燃料電池をいう。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 自家消費型（FIT売電可）太陽光発電・蓄電設備設置事業
- (2) 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業

2 前項に定める補助対象事業のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、同

項第1号に掲げる事業にあっては別表第1に、同項第2号に掲げる事業にあっては別表第2に定めるとおりとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本町に住所を有している者
- (2) 町税を完納している者
- (3) 町内に自らが居住する住宅（ただし、借家及び共同住宅は除く。）に第3条第1項第1号に定める設備等を同時に設置した個人又は第3条第1項第1号に定める設備等を設置した新築住宅を購入し、自らが居住している個人で、いずれも同一の住宅において電灯契約を結んでいるもの
- (4) 太陽光発電を対象とする電力受給契約を電力会社と締結したもの
- (5) 同一の住宅において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (6) 久御山町暴力団排除条例（平成25年久御山町条例第15号）第2条第4号に掲げる暴力団員等及び同条第5号に掲げる暴力団密接関係者でない者

（補助対象事業の開始の承認申請）

第5条 補助対象事業を複数年度にわたって実施しようとする者は、次条第1項に定める交付申請を行うことができない。ただし、事業期間が1年以上に及ぶ場合であって、当該事業に着手する前に久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電可）導入事業費補助金事業開始承認申請書（様式第1号。以下「事業開始承認申請書」という。）を町長に提出し、第3項に定める承認を受けたときは、当該承認を受けた日（以下「事業開始承認日」）の属する年度の次の年度に限り、交付申請を行うことができる。

2 前項に規定する申請を行う者（以下「事前着手申請者」という。）は、事業開始承認申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 補助対象事業の概要が確認できる書類（見積書及び工程表）
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の規定による事業開始承認の申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の開始の承認の適否を決定するものとする。

- 4 町長は、補助対象事業の開始を承認したときは久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電可）導入事業費補助金事業開始承認通知書（様式第2号）により、補助対象事業の開始を承認しないときは久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電可）導入事業費補助金事業開始不承認通知書（様式第3号）により、事前着手申請者に通知するものとする。
- 5 事前着手申請者は、第1項の規定による事業開始承認日以降でなければ補助対象事業に着手してはならない。
- 6 第3項の規定により承認を受けた事前着手申請者は、事業開始承認日の属する年度の翌年度の町長が別に定める期日までに次条の規定による交付の申請を行わなければならない。
- 7 事前着手申請者は、第3項の規定により承認を受けた内容を変更する場合は、あらかじめ久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電可）導入事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電可）導入事業費補助金交付申請書（様式第5号）を町長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 太陽光発電、蓄電設備及び高効率給湯機器又はコーチェネレーションシステムの設置状況が確認できる写真及び配置図
- (2) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類
- (3) 太陽光発電の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 太陽光発電、蓄電設備及び高効率給湯機器又はコーチェネレーションシステムの設置に要した費用が確認できる領収書及び内訳の明細書
- (5) 太陽光発電、蓄電設備及び高効率給湯機器又はコーチェネレーションシステムの型式、仕様等が確認できるカタログ等の写し
- (6) 高効率給湯機器における従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られることが確認できる書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電可）導入事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、遅滞なく久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電可）導入事業費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（協力）

第9条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じて太陽光発電、蓄電設備及び高効率給湯機器又はコーポレーレーションシステムに関する資料の提供その他協力を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電可）導入事業費補助金交付取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

（調査）

第11条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、事業完了後の状況等について、調査することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年11月15日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にされたこの要綱による改正前の久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第6条の規定による交付決定については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

| 1 事業名 | 2 補助対象事業 | 3 補助対象経費 | 4 補助金額 |
|-------|----------|----------|--------|
|-------|----------|----------|--------|

| | | | |
|-------------------------------------|--|--|---|
| 自家消費型（FIT壳 電可）太陽光発電・ 蓄電設備設置事業 | 太陽光発電及び蓄電設備を同時設置する事業で、次に掲げる要件を満たすもの。 (1) 太陽光発電の公称最大出力の合計値が 2 kW以上であること (2) 蓄電設備は蓄電容量が 1 kWh以上であること (3) 設置される設備が、各種法令等に準拠した设备であること (4) 設置される設備が、商用化され、導入実績があるものであること (5) 設置される設備が、中古設備でないこと (6) 設置される設備が、PPA又はリースにより導入される設備でないこと (7) 設置される設備に関して、国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと | 補助対象事業に要する経費 (1) 太陽光発電設備の太陽光電池モジュールの公称最大出力に 1 kW当たり 1 万円を乗じて得た額とし、4 万円を上限とする（算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる） (2) 蓄電設備の蓄電容量に 1 kW当たり 2 万 5 千円を乗じて得た金額とし、15 万円を上限とする（算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる） | 補助金額は、次に掲げる金額の合計額とし、太陽光発電及び蓄電設備の設置に要した費用の総額の 2 分の 1 以内とする |
|-------------------------------------|--|--|---|

別表第2（第3条関係）

| 1 事業名 | 2 補助対象事業 | 3 補助対象経費 | 4 補助金額 |
|---------------------------|---|------------------------------------|--------------------------------------|
| 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設 | 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムを設置する事業であって、次に掲げる要件を満たすもの。 | 国実施要領別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）に定められた事業費 | 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの設置に要する補助金額は次 |

| | | |
|-----|--|---|
| 置事業 | (1) 別表第1に定める補助対象事業と同時に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムのいずれかを設置するものであること | の各号のいずれかに該当する額とする |
| | (2) 設置される設備が、各種法令や規格等に準拠した設備であること | (1) 高効率給湯機器の設置に要した費用に2分の1を乗じて得た額（上限30万円） |
| | (3) 設置される設備が、商品化され、導入実績があるものであること | に高効率給湯機器の設置に要した費用の5%を加算した額とする（算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる） |
| | (4) 設置される設備が、中古設備でないこと | (2) コージェネレーションシステムの設置に要した費用に2分の1を乗じて得た額（上限80万円）に |
| | (5) 設置される設備が、PPA又はリースにより導入される設備でないこと | コージェネレーションシステムの設置に要した費用の5%を加算した額とする（算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる） |
| | (6) 設置される設備が高効率給湯機器の場合、従来の給湯機器等に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られるものであること | |
| | (7) 設置される設備がコージェネレーションシステムである場合、都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること | |
| | (8) 設置される設備に関して、国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと | |

○久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電不可）導入事業費補助金交付要綱

令和6年11月14日告示第114号

（趣旨）

第1条 この要綱は、住宅におけるエネルギーの自立化を図り、地球温暖化の防止及び各家庭での再生可能エネルギーの利用普及を促進することを目的として、町内に自らが居住する住宅において住宅用太陽光発電設備（以下「太陽光発電」という。）及び住宅用蓄電設備（以下「蓄電設備」という。）を同時に設置した者又は太陽光発電、蓄電設備及び住宅用高効率給湯機器（以下「高効率給湯機器」という。）又は住宅用コージェネレーションシステム（以下「コージェネレーションシステム」という。）を同時に設置した者に対して、久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電不可）導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋をいう。ただし、店舗、事業所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されているものに限る。
- (2) 太陽光発電 太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びその附属設備で、電力会社と系統連系するものをいう。
- (3) 蓄電設備 太陽光発電と常時接続し、電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される設備で、電力を供給するため設置するものをいう。
- (4) PPA 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備を設置した者と電気を購入する者とが締結する当該再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した同法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気を購入する契約を言う。
- (5) FIT売電 再生可能エネルギー電気を再エネ特措法第2条の2第1項に規定する市場取引等により供給すること又は同法第2条第5項に規定する特定契約により同条第4項に規定する電気事業者に対し供給することをいう。
- (6) 高効率給湯機器 ヒートポンプを用いて少ない電力で湯を供給する給湯機器、少ないガスの消費で湯を供給する給湯機器又はいずれの機能も備える給湯機器で、従来の給湯機器等に対して二酸化炭素の排出量を30%以上削減することができるものをいう。
- (7) コージェネレーションシステム 天然ガス、LPG等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する装置又は燃料電池をいう。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 自家消費型（FIT売電不可）太陽光発電・蓄電設備設置事業
- (2) 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業

2 前項に定める補助対象事業のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、同項第1号に掲げる事業にあっては別表第1に、同項第2号に掲げる事業にあっては別表第2に定めるとおりとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本町に住所を有している者
- (2) 町税を完納している者
- (3) 町内に自らが居住する住宅（ただし、借家及び共同住宅は除く。）に第3条第1項第1号に定める設備等を同時に設置した個人又は第3条第1項第1号に定める設備等を設置した新築住宅を購入し、自らが居住している個人で、いずれも同一の住宅において電灯契約を結んでいるもの
- (4) 同一の住宅において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (5) 久御山町暴力団排除条例（平成25年久御山町条例第15号）第2条第4号に掲げる暴力団員等及び同条第5号に掲げる暴力団密接関係者でない者

（補助対象事業の開始の承認申請）

第5条 補助対象事業を複数年度にわたって実施しようとする者は、次条第1項に定める交付申請を行うことができない。ただし、事業期間が1年以上に及ぶ場合であって、当該事業に着手する前に久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電不可）導入事業費補助金事業開始承認申請書（様式第1号。以下「事業開始承認申請書」という。）を町長に提出し、第3項に定める承認を受けたときは、当該承認を受けた日（以下「事業開始承認日」）の属する年度の次の年度に限り、交付申請を行うことができる。

2 前項に規定する申請を行う者（以下「事前着手申請者」という。）は、事業開始承認申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 補助対象事業の概要が確認できる書類（見積書及び工程表）
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の規定による事業開始承認の申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の開始の承認の適否を決定するものとする。

4 町長は、補助対象事業の開始を承認したときは久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電不可）導入事業費補助金事業開始承認通知書（様式第2号）により、補助対象事業の開始を承認しないときは久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電不可）導入事業費補助金事業開始不承認通知書（様式第3号）により、事前着手申請者に通知するものとする。

5 事前着手申請者は、第1項の規定による事業開始承認日以降でなければ補助対象事業に着手してはならない。

- 6 第3項の規定により承認を受けた事前着手申請者は、事業開始承認日の属する年度の翌年度の町長が別に定める期日までに次条の規定による交付の申請を行わなければならない。
- 7 事前着手申請者は、第3項の規定により承認を受けた内容を変更する場合は、あらかじめ久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電不可）導入事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電不可）導入事業費補助金交付申請書（様式第5号）を町長が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 太陽光発電、蓄電設備及び高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの設置状況が確認できる写真及び配置図
- (2) 電力受給契約又は系統連系の承諾の内容が記載された書類
- (3) 太陽光発電の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 太陽光発電により発電する年間の再生可能エネルギー電気のうち30%以上を当該太陽光発電を設置した住宅で使用する積算が記載された書類
- (5) 太陽光発電についてFIT売電を行うための再エネ特措法第9条の規定による認定を受けないこと及び太陽光発電により発電する年間の再生可能エネルギー電気のうち30%以上を当該太陽光発電を設置した住宅で使用すること等が記載された誓約書
- (6) 太陽光発電、蓄電設備及び高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの設置に要した費用が確認できる領収書及び内訳の明細書
- (7) 太陽光発電、蓄電設備及び高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの型式、仕様等が確認できるカタログ等の写し
- (8) 高効率給湯機器における従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られることが確認できる書類
- (9) 製造業者が発行した蓄電設備の保証書の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電不可）導入事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、遅滞なく久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電不可）導入事業費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(協力)

第9条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じて太陽光発電、蓄電設備及び高効率給湯機器又はコーチェネレーションシステムに関する資料の提供その他協力を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に久御山町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備等（自家消費型FIT売電不可）導入事業費補助金交付取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(調査)

第11条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、事業完了後の状況等について、調査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 1 事業名 | 2 補助対象事業 | 3 補助対象経費 | 4 補助金額 |
|------------------------------|---|------------------------------------|--|
| 自家消費型（FIT売電不可）太陽光発電・蓄電設備設置事業 | 太陽光発電及び蓄電設備を同時設置する事業であつて、次に掲げる要件を満たすもの。 (1) 太陽光発電の公称最大出力の合計値が2 kW以上であること (2) 蓄電設備は蓄電容量が1 kWh以上であること (3) 設置される設備が、各種法令等に準拠した設備であること (4) 設置される設備が、商用化され、導入実績があるものであること (5) 設置される設備が、中古設備でないこ | 国実施要領別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）に定められた事業費 | 補助金額は、次に掲げる金額の合計額とし、太陽光発電及び蓄電設備の設置に要した費用の総額の2分の1以内とする (1) 太陽光発電設備の太陽光電池モジュールの公称最大出力に1 kW当たり3万円を乗じて得た額とし、12万円を上限とする（算定した補助金の額に千円未満の端 |

| | | |
|------|---|---|
| | と | 数があるときは、これを切り捨てる) |
| (6) | 設置される設備が、PPA又はリースにより導入される設備でないこと | (2) 蓄電設備の蓄電容量に1kWh当たり5万円を乗じて得た金額とし、30万円を上限とする(算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる) |
| (7) | 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと | |
| (8) | 設置される太陽光発電について、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日)環政計発第2203303号制定。以下「国実施要領」という。)別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)2.交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(ア)太陽光発電設備(自家消費型)に定められている交付要件を満たすこと | |
| (9) | 設置される蓄電設備について、国実施要領別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)2.交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(イ)蓄電池に定められている交付要件を満たすこと | |
| (10) | 設置される設備に関して、国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと | |

別表第2(第3条関係)

| 1 事業名 | 2 補助対象事業 | 3 補助対象経費 | 4 補助金額 |
|--|--|------------------------------------|---|
| 高効率給湯機器・コージェネレーションシステムを設置する事業であって、次に掲げる要件を満たすもの。 | 高効率給湯機器・コージェネレーションシステムを設置する事業であって、次に掲げる要件を満たすもの。 | 国実施要領別表第1(交付対象事業費:設備整備事業)に定められた事業費 | 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの設置に要する補助金額は次の各号のいずれかに該当する額とする |

| | | |
|-----|--|---|
| | に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムのいずれかを設置するものであること | る |
| (2) | 設置される設備が、各種法令や規格等に準拠した設備であること | (1) 高効率給湯機器の設置に要した費用に2分の1を乗じて得た額(上限30万円)に高効率給湯機器の設置に要した費用の5%を加算した額とする(算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる) |
| (3) | 設置される設備が、商品化され、導入実績があるものであること | |
| (4) | 設置され設備が、中古設備でないこと | |
| (5) | 設置される設備が、PPA又はリースにより導入される設備でないこと | |
| (6) | 設置される設備が高効率給湯機器である場合、従来の給湯機器等に対して、30%以上省CO ₂ 効果が得られるものであること | (2) コージェネレーションシステムの設置に要した費用に2分の1を乗じて得た額(上限80万円)にコージェネレーションシステムの設置に要した費用の5%を加算した額とする(算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる) |
| (7) | 設置される設備がコージェネレーションシステムである場合、都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること | |
| (8) | 設置される設備に関して、国が交付する他の補助金の交付を受けていないこと | |

○久御山町スズメバチ駆除費補助金交付要綱

平成29年3月31日告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、スズメバチによる危害を防止し、もって住民生活の安全・安心を守るとともに、快適な生活環境の保持を図るため、スズメバチの巣の駆除に要する経費の一部を予算の範囲内において久御山町スズメバチ駆除費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スズメバチ ハチ目スズメバチ科スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。
- (2) 駆除業者 スズメバチ等の巣の駆除を業とするものをいう。
- (3) 巣 スズメバチの巣で、現に営巣しているものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、国又は地方公共団体を除く。

- (1) 町内に所在する土地、建物又は工作物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）であること。
- (2) 前号の土地、建物又は工作物にスズメバチが営巣し、その巣を消毒営業取締条例（昭和25年京都府条例第3号）第3条により許可を受けた駆除業者により駆除した者であること。
- (3) 町税の滞納がないこと。
- (4) 久御山町暴力団排除条例（平成25年久御山町条例第15号）第2条第4号に掲げる暴力団員等及び同条第5号に掲げる暴力団密接関係者でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、所有者等が駆除業者に対し支払った巣の駆除費（駆除したスズメバチの巣の数にかかわらず、1回の駆除に要した費用であって、駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、巣の駆除後に、久御山町スズメバチ駆除費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の明細が記載された領収書の写し
- (2) 巣の駆除前及び駆除後の写真各1枚（駆除前にあっては、営巣が確認できるものに限る。）。ただし、屋内にある巣で、駆除前の写真撮影が困難なときは、この限りでない。
- (3) 巣の駆除を実施した場所の見取図又は位置図
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付申請の時期)

第7条 前条の申請は、巣の駆除作業を実施した日から起算して90日以内又は駆除を実施した年度の3月末日のいずれか早い日までに申請するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第8条 町長は、第6条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）に対しては久御山町スズメバチ駆除費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により通知し、不交付の決定を受けた者に対しては久御山町スズメバチ駆除費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助対象者は、前条の規定による交付決定通知書を受けたときは、遅滞なく久御山町スズメバチ駆除費補助金交付請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の請求書を受理したときは、補助対象者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反し、又は交付決定の内容に変更が生じたとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消し、又は変更した場合、既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(調査確認等)

第13条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、必要な指示をし、又は巣の駆除に係る現地に職員を立ち入らせて、調査確認を行うことができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

スズメバチ駆除費補助金交付制度のご案内

久御山町では、住民生活の安全・安心を守り、快適な生活環境の保持を図るため、スズメバチの巣の駆除について駆除費用の一部を補助します。

なお、スズメバチ以外の巣は対象になりませんのでご了承ください。

*蜂の巣を駆除する際に逃げた蜂が近隣へ飛散する可能性があります。

逃げた蜂に刺される等の二次被害を防止するためにも、巣を駆除されるとときは近隣の方や通行人等へ注意を促すためのお声かけを必ず行ってください。

1. 補助対象者

町内に所在する土地、建物の所有者
又は管理者

2. 補助金額

スズメバチの巣の駆除に要した費用の**2分の1**の額（千円未満は切り捨て）**※上限 10,000円**

建物の取壟し・修復等に係る経費
は、**対象外**です。



3. 申請時に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 駆除に係る領収書及び明細書
- 巣の駆除前と駆除後の写真各1枚
- 巣の駆除を実施した場所の見取り図又は位置図

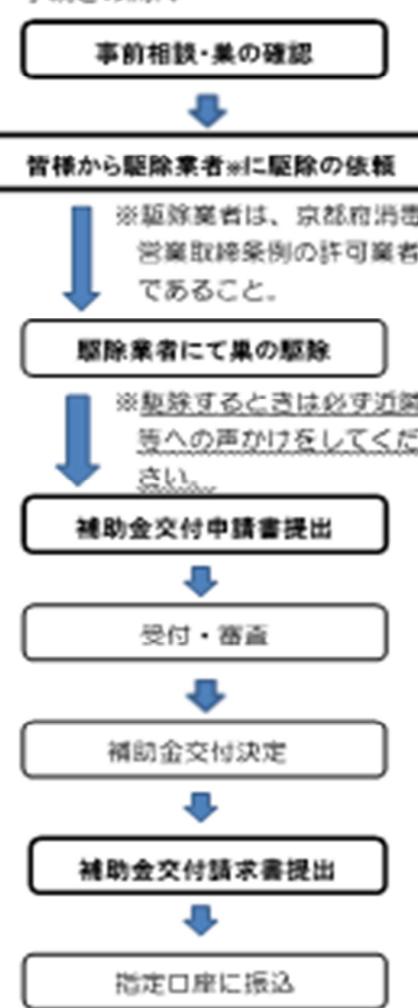
4. スズメバチの巣の駆除の連絡先

京都府ベストコントロール協会
電話 0774-46-9873
0120-064-074
受付時間 午前10時～午後4時
休日 土・日・祝日、年末年始、お盆



問合せ 久御山町 産業・環境政策課
TEL 075-631-5954・0774-45-3914

5. 手続きの流れ



○久御山町ごみ収集ボックス購入費補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 29 日告示第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭から排出される一般廃棄物の飛散及び鳥獣によるごみの散乱を防止し、地域の環境美化を図るため、ごみステーションにごみ収集ボックスを設置する者に対して、その設置に要する経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション　自治会及び地域等が設置し、管理するごみ集積場をいう。
- (2) ごみ収集ボックス　一般家庭から排出されたごみを、行政回収による収集に一時的に貯留するために設置されるもので、利用世帯のごみが収納できる大きさのものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金交付の対象となる者は、町が収集するごみステーションとして、営利を目的としないおおむね 10 世帯以上で構成するもので、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 設置するごみ収集ボックスは、既製品又は発注して作製するもの及び自ら作製するものであること。ただし、自ら作製する場合にあたっては、材料費用のみを補助金交付の対象とする。
- (2) 設置するごみ収集ボックスは、新規又は買換えのものであること。ただし、修繕するものは除く。
- (3) 私有地で、町がごみステーションと認める場所に設置するものであること。
- (4) 設置場所の土地の所有者又は管理者の同意を得ていること。
- (5) 設置したごみステーション及びごみ収集ボックスを適正に維持管理できること。
- (6) 同一箇所において、申請の日から過去 5 年以内に補助金の交付実績がないこと。

(補助金の交付額)

第 4 条 補助金の交付額は、ごみ収集ボックス購入等に要する費用の 2 分の 1 以内(当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、1 回あたり 30,000 円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付申請を受けようとする者は、久御山町ごみ収集ボックス購入費補助金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、久御山町ごみ収集ボックス購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、第5条の申請内容を変更しようとするときは、速やかに久御山町ごみ収集ボックス購入費補助金交付変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付変更の承認をするものとする。

3 町長は、補助金の交付変更を承認したときは、久御山町ごみ収集ボックス購入費補助金交付変更承認通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

4 町長は、補助金の交付変更を承認しなかったときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 前条の交付決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、速やかに久御山町ごみ収集ボックス購入事業完了実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、久御山町ごみ収集ボックス購入費補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の規定により確定通知書を受けたときは、遅延なく久御山町ごみ収集ボックス購入費補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の交付請求書を受理したときは、補助対象者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その取消しに係る補助金について、交付決定を取り消すとともに、久御山町ごみ収集ボックス購入費補助金確定取消通知書(様式第8号)により、当該補助対象者に対し通知しなければならない。

(1) 虚偽の申請により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その返還に係る補助金について、久御山町ごみ収集ボックス購入費補助金返還命令書(様式第9号)により交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

○久御山町飼い猫等避妊・去勢手術費等補助金交付要綱

令和2年3月25日

告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、飼い猫等のみだりな繁殖及び増加を抑制し、住民や社会に対する迷惑又は危害を防止するとともに、住民の動物愛護の意識高揚を図るため、飼い猫及び野良猫（以下「飼い猫等」という。）の避妊又は去勢の手術等（以下「手術等」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避妊・去勢手術 獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する免許を有する獣医師（以下「獣医師」という。）による雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術若しくは雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (2) 耳カット施術 避妊・去勢手術済みの飼い猫等であると識別するため獣医師による飼い猫等の片方の耳をV字カットする施術をいう。
- (3) 飼い猫 飼い主が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (4) 野良猫 町内に生息する飼い猫以外の猫をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち猫等の販売を営むものは除く。

- (1) 本町に住所を有している者
- (2) 町税を完納している者
- (3) 久御山町暴力団排除条例（平成25年久御山町条例第15号）第2条第4号に掲げる暴力団員等及び同条第5号に掲げる暴力団密接関係者でない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、飼い猫等の避妊・去勢手術及び耳カット施術に要する費用とする。なお、当該対象となる飼い猫等が手術に至らなかった場合の診察に係る費用又は処置費用等については、対象外とする。

- 2 補助金の額は、前項の規定に基づき、飼い猫等1匹につき要した費用の2分の1に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その額が5,000円を超えるときは、5,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、手術等を行った後に、久御山町飼い猫等避妊・去勢手術費等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 手術等を行った獣医師の手術実施証明書
- (2) 手術等における対象経費の領収書又はその写し
- (3) 対象となる猫の正面及び全身の写真（ただし、野良猫にあっては耳カット施術が実施された正面及び全身の写真であること。）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 同一の申請者からは1年度につき1匹を限度とする。

（交付申請の時期）

第6条 前条の申請は、手術等を行った日から起算して6月以内に行わなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（交付決定及び通知）

第7条 町長は、第5条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）に対しては、久御山町飼い猫等避妊・去勢手術費等補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により通知し、不交付の決定を受けた者に対しては、久御山町飼い猫等避妊・去勢手術費等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助対象者は、前条第2項の規定による交付決定通知書を受けたときは、遅滞なく久御山町飼い猫等避妊・去勢手術費等補助金交付請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の請求書を受理したときは、補助対象者に対して補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反し、又は交付決定の内容に変更が生じたとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合、既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第34号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第94号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

久御山町猫の避妊・去勢手術費等補助金制度のご案内

久御山町では、飼い猫の望まれない繁殖を抑制し、地域環境の保全を図るとともに動物愛護の意識を高めるため、猫の避妊・去勢手術費等の一部を補助します。

補助金額 猫 1匹につき上限を5,000円として、手術費用の2分の1の額のどちらか低い額（1,000円未満切り捨て）を補助します

申請条件 1人1年度1匹の申請

本町に住所を有し、町税を完納している人

避妊・去勢手術を行った日から6箇月以内で、その手術を行った獣医師の手術実施証明書があること

申請書類 ①久御山町飼い猫避妊・去勢手術費等補助金交付申請書

②手術費の領収書

③猫の正面及び全身の写真各1枚（術後飼養しない猫は耳がV字カットされた写真各1枚）

手続きの流れ



問い合わせ

久御山町役場 産業・環境政策課

TEL 075-631-9964・0774-45-3914

○久御山町環境基本条例

令和4年12月26日

条例第21号

私たちのまち久御山町は、古くは広大な湖沼であった巨椋池を中心に自然の恵みを享受し、多種多様な生態系を形成していた。この巨椋池沿岸での漁業のほか、町域内では古代から農業が盛んに営まれていたが、国営事業として巨椋池の干拓や周辺の耕地整理が実施されると、一大優良農業地帯が形成され、更なる緑豊かな環境の下で人々は生活を営み、歴史と文化を育んできた。

しかし、昭和41年に国道1号が開通すると、まちの様相は一変し、急速な経済発展を遂げ、都市化や人口増加が進み、農業を中心としたまちから農業と工業のまちへと姿を変える中で、農地の減少や自動車の排ガスによる大気汚染など都市型公害が顕在化することとなつた。

また、経済発展による恩恵は私たちの生活を大きく変え、物質的な豊かさや便利さを得た反面、資源やエネルギーの大量消費を前提とする社会経済構造は自然環境や生活環境のみならず地球全体の環境に負荷をかけ、急速な地球温暖化の進展など大きな影響を与えている。

私たちは健康で文化的な生活を営むうえで、健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を適切に保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

この共通認識の下に、町、事業者及び町民がそれぞれの立場において環境の保全と創造に取り組むとともに、目指すべき将来像の実現に向けて相互に協力し、経済的発展と環境の保全、創造が互いに阻害することなく持続的に発展していく脱炭素社会をつくりあげていくため、ここに久御山町環境基本条例を制定する。

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 久御山町（以下「町」という。）内において事業を行う者をいう。
- (2) 町民 町内において住所を有する者、土地若しくは建物を所有、管理又は占有する者、町内就業者、通学者及びその他本町に滞在する者をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接に関係のある財産並びに人の生活に密接に関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることをいう。

(6) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に規定する太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスその他エネルギー源として永続的に利用ができると認められるものをいう。

(7) 循環型社会 廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物のうち、有用なものをできる限り循環資源として使用し、かつ、適正な廃棄物処理により、天然資源の消費が節減され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(基本理念)

第2条 環境の保全と創造（以下「環境の保全等」という。）は、町民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ受け継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然との共生を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指し、町、事業者及び町民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行わなければならない。

3 地球環境の保全は、現在及び将来にわたって、町民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な環境を確保する上で極めて重要であるとともに、人類共通の願いでもあることを認識し、地域での取組を含め、国際的協力の下、積極的に推進しなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等のため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(町、事業者及び町民の協働)

第6条 町、事業者及び町民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすため、協働して環境の保全等に関する施策及び活動を推進するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念にのっとり、次に定める事項を基本方針として、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- (1) 人の健康を保護し、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の保全、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、澄んだ空、美しい川、花と緑の自然等における多様な自然環境及び豊かな農地が保全、創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、心豊かに暮らすことのできる地域環境を創造するため、緑や水系などの自然と調和した魅力ある景観形成を推進するとともに、自然災害に強いまちづくりの推進に努めること。
- (4) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制並びに再生可能エネルギーの導入促進等の循環資源の再利用が徹底される施策の推進に努めること。
- (5) 温室効果ガスの排出削減等の地球環境の保全に資する施策の推進に努めること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、久御山町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、前条に規定する施策の基本方針に沿い、環境の保全等に関する施策の基本的事項をはじめ、取組施策、推進体制等について定めるものとする。

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び町民の参画又は協力が得られるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画と他の施策との整合)

第9条 町は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境状況等の公表)

第10条 町長は、毎年、町の環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を公表するものとする。

(規制措置)

第11条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 公害の原因となる行為
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為
- 2 前項各号に掲げるもののほか、町は、環境の保全上の支障を及ぼすおそれがある行為について必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 町は、環境の保全等に関する施策の推進及び環境の保全上の支障の防止のため、必要かつ適正な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第13条 町は、公園、緑地その他の公共的施設の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然環境の保全)

第14条 町は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、資源の節減及び循環資源の再利用、エネルギーの節減及び有効的利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習等)

第16条 町は、事業者及び町民が環境全般についての関心と理解を深め、環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び町民の自発的な活動の促進)

第17条 町は、事業者及び町民が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(久御山町環境の日の制定)

第18条 環境の保全等の重要性を再認識し、環境の保全等についての更なる意識醸成を図る機会とするため、環境基本法（平成5年法律第91号）第10条第2項に定める環境の日である6月5日を久御山町環境の日と定める。

(監視体制等の整備)

第19条 町は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第20条 町は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、脱炭素社会の構築、オゾン層の保護及び再生可能エネルギーの導入に関する施策を積極的に推進するものとする。

(環境審議会の設置)

第21条 環境の保全等に関する基本的事項その他町長が必要と認める事項について、町長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について町長に対し、意見を述べるため、環境基本法第44条の規定に基づき、久御山町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

久御山町の環境 令和7年度版

令和7年11月 発行

編集・発行 久御山町事業環境部産業・環境政策課

久御山町民生部住民課

〒613-8585

京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

産業・環境政策課

電話 075-631-6111 (代表)

075-631-9964 / 0774-45-3914 (直通)

FAX 075-631-6149

住民課

電話 075-631-9917 / 0774-45-3907 (直通)

FAX 075-632-5933